

令和 3 年度  
自 己 点 検 評 価 書  
[日本高等教育評価機構基準対応]

令和 4(2022)年 12 月  
桐生大学

1



## 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1  |
| II. 沿革と現況                        | 2  |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価          | 5  |
| 基準 1. 使命・目的等                     | 5  |
| 基準 2. 学生                         | 12 |
| 基準 3. 教育課程                       | 29 |
| 基準 4. 教員・職員                      | 38 |
| 基準 5. 経営・管理と財務                   | 46 |
| 基準 6. 内部質保証                      | 56 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価          | 62 |
| 基準 A. 地域との連携                     | 62 |
| A-1. 建学の精神に基づいた地域との連携活動          |    |
| A-1-①建学の精神と地域との連携の整合性            |    |
| A-1-②地域との連携の学内体制                 |    |
| A-1-③地域との連携の実施                   |    |
| V. 特記事項                          | 65 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧                   | 66 |

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

本学は、明治 34(1901)年に桐生裁縫専門女学館として創立して以来の伝統である、「実学実践」、「悦己悦人（他人の喜びをもって自分の喜びとする）」と「人と環境」への姿勢という教育的風土のうえに、建学の精神を「社会に出て役立つ人間の育成」、教育（基本）理念を「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」としている。

### 2. 使命・目的

本学ではこうした建学の精神を使命・目的及び教育目的として具体的に明文化している。

すなわち、桐生大学学則第 1 条において「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」と規定している。

### 3. 大学の個性・特色等

こうした使命・目的を具現化していくために、本学ではその個性・特色等を次のように定義している。

- (1) 教員と学生の距離が近い学風。一人ひとりの状況を把握し、きめ細やかな対応を重視
- (2) 演習・実習・フィールドワークなど、実社会で生きる学びを重視したカリキュラム
- (3) 3 つのポリシーに加え本学独自の 3 つのポリシーを定め、教育研究及び学生支援の質の維持向上に努める

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

|                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| 明治 34 年          | 桐生裁縫専門女学館創立                           |
| 昭和 33 年 12 月 6 日 | 創立記念日制定                               |
| 昭和 38 年 4 月      | 桐丘女子短期大学設立被服科新設                       |
| 昭和 39 年 4 月      | 食物科・生活デザイン科増設                         |
| 昭和 45 年 10 月     | 桐丘学園創立 70 周年記念式典挙行 秩父宮妃殿下御成り          |
| 昭和 46 年 4 月      | 桐丘女子短期大学を桐丘短期大学と校名変更 共学となる            |
| 昭和 55 年 10 月     | 桐丘学園創立 80 周年記念式典挙行                    |
| 昭和 55 年 11 月     | 桐丘短期大学校歌制定                            |
| 昭和 63 年 4 月      | 桐丘短期大学食物科を生活科学科と科名変更改組                |
| 昭和 63 年 10 月     | 桐丘短期大学創立 25 周年記念 中島源太郎文部大臣特別講演        |
| 平成元年 4 月         | 桐丘短期大学を桐生短期大学と校名変更並びに定員増              |
| 平成元年 6 月         | 桐生短期大学校歌制定                            |
| 平成元年 10 月        | 桐生短期大学創立 25 周年記念式典挙行                  |
| 平成 2 年 2 月       | 桐生短期大学創立 25 周年記念事業 9 号館・平成記念ホール落成     |
| 平成 2 年 11 月      | 桐丘学園創立 90 周年記念式典挙行                    |
| 平成 3 年 3 月       | 被服科廃止                                 |
| 平成 6 年 9 月       | 桐生短期大学 1 号館落成                         |
| 平成 9 年 3 月       | 桐生短期大学看護学科棟（10 号館）竣工                  |
| 平成 9 年 4 月       | 看護学科増設                                |
| 平成 11 年 12 月     | コミュニティホール落成                           |
| 平成 13 年 4 月      | 専攻科（助産学専攻）設置                          |
| 平成 13 年 11 月     | 桐丘学園創立百周年記念式典挙行                       |
| 平成 14 年 4 月      | 専攻科（助産学専攻）大学評価・学位授与機構認定               |
| 平成 16 年 10 月     | 環境マネジメントシステム ISO14001 認証取得            |
| 平成 18 年 4 月      | 生活デザイン科をアート・デザイン学科と科名変更改組、生活科学科改組     |
| 平成 20 年 4 月      | 桐生大学医療保健学部設置<br>桐生短期大学を桐生大学短期大学部に名称変更 |
| 平成 20 年 6 月      | 桐生大学開学式典挙行                            |
| 平成 22 年 3 月      | 桐生短期大学看護学科廃止                          |
| 平成 22 年 7 月      | 桐生大学・みどり市災害時における協力体制に関する基本協定締結        |
| 平成 23 年 3 月      | 専攻科（助産学専攻）廃止                          |

桐生大学

|              |  |
|--------------|--|
| 平成 23 年 4 月  | 桐生大学別科助産専攻設置   |
| 平成 23 年 6 月  | 桐丘学園創立百十周年記念講演会開催  |
| 平成 25 年 4 月  | 桐生大学短期大学部アート・デザイン学科入学定員を 60 名から 50 名へ変更                    |
| 平成 27 年 3 月  | 桐生大学 公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の結果、適合と認定                 |
| 平成 30 年 2 月  | 桐生大学・桐生大学短期大学部・北海道むかわ町相互協力協定締結                             |
| 平成 30 年 3 月  | 桐生大学短期大学部 一般財団法人短期大学基準協会による平成 29 年度第三者評価の結果、適格と認定          |
| 平成 30 年 4 月  | 桐生大学別科助産専攻入学定員を 20 名から 18 名へ変更                             |
| 平成 30 年 10 月 | 桐生大学・桐生大学短期大学部・桐生市包括的連携協力に関する協定締結                          |
| 平成 31 年 4 月  | 桐生大学医療保健学部看護学科・栄養学科編入学定員変更（看護学科 10 名から若干名、栄養学科 10 名から 3 名） |
| 令和 4 年 3 月   | 桐生大学 公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の結果、適合と認定                 |

2. 本学の現況

・ 大学名

桐生大学

・ 所在地

群馬県みどり市笠懸町阿左美 606 番 7

・ 学部構成

医療保健学部

看護学科

栄養学科

・ 学生数、教員数、職員数

学生数(令和 4(2022)年 5 月 1 日現在)

| 大学 |      | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |      |      |      |      |
|----|------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|
|    |      |      |       |      | 計     | 1 年次 | 2 年次 | 3 年次 | 4 年次 |
|    | 看護学科 | 80   | 若干名   | 320  | 336   | 90   | 89   | 74   | 83   |
|    | 栄養学科 | 60   | 3     | 246  | 228   | 64   | 59   | 57   | 48   |

桐生大学

|  |        |     |   |     |     |     |     |     |     |
|--|--------|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|  | 別科助産専攻 | 18  | — | 18  | 18  | 18  | —   | —   | —   |
|  | 計      | 158 | 3 | 584 | 582 | 172 | 148 | 131 | 131 |

| 短期<br>大学部 |            | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 | 在籍学生数 |     |     |
|-----------|------------|------|-------|------|-------|-----|-----|
|           |            |      |       |      | 計     | 1年次 | 2年次 |
|           | 生活科学科      | 40   | —     | 80   | 83    | 42  | 41  |
|           | アート・デザイン学科 | 50   | —     | 100  | 115   | 55  | 60  |
|           | 計          | 90   | —     | 180  | 198   | 97  | 101 |

教員数(令和4(2022)年5月1日現在)

| 大学                   |      | 設置基準上必要な専任教員数<br>0は教授の数 | 現専任教員数 |     |    |    |    | 助手 |
|----------------------|------|-------------------------|--------|-----|----|----|----|----|
|                      |      |                         | 教授     | 准教授 | 講師 | 助教 | 計  |    |
|                      | 看護学科 | 12(6)                   | 10     | 6   | 4  | 4  | 24 | 5  |
|                      | 栄養学科 | 10(5)                   | 7      | 3   | 3  | 4  | 17 | 5  |
| 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 |      | 10(5)                   | —      | —   | —  | —  | —  | —  |
| 計                    |      | 32(16)                  | 17     | 9   | 7  | 8  | 41 | 10 |
| 別科助産専攻               |      | 3(0)*                   | 0      | 1   | 2  | 0  | 3  | 0  |

\*保健師助産師看護師学校養成所指定規則による

| 短期<br>大学部            | 学科         | 設置基準上必要な専任教員数<br>0は教授の数 | 現専任教員数 |     |    |    |    | 助手 |
|----------------------|------------|-------------------------|--------|-----|----|----|----|----|
|                      |            |                         | 教授     | 准教授 | 講師 | 助教 | 計  |    |
|                      | 生活科学科      | 5(2)                    | 2      | 2   | 0  | 2  | 6  | 3  |
|                      | アート・デザイン学科 | 5(2)                    | 3      | 2   | 1  | 0  | 6  | 1  |
| 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 |            | 3(1)                    | —      | —   | —  | —  | —  | —  |
| 計                    |            | 13(5)                   | 5      | 4   | 1  | 2  | 12 | 4  |

職員数(令和4(2022)年5月1日現在)

|  | 正職員 | 嘱託 | パート<br>(アルバイトも含む) | 派遣 | 計 |
|--|-----|----|-------------------|----|---|
|  |     |    |                   |    |   |

|    |    |   |   |   |    |
|----|----|---|---|---|----|
| 人数 | 19 | 0 | 5 | 0 | 24 |
|----|----|---|---|---|----|

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-①意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-②簡潔な文章化

###### 1-1-③個性・特色の明示

###### 1-1-④変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学は、明治 34(1901)年に桐生裁縫専門女学館として創立して以来の伝統である、「実学実践」、「悦己悦人（他人の喜びをもって自分の喜びとする）」と「人と環境」への姿勢という教育的風土のうえに、「社会に出て役立つ人間の育成」を建学の精神とし、現在の保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリスト教育をめざす高等教育機関として平成 20(2008)年に設置された。

本学ではこうした建学の精神を使命・目的及び教育目的として具体的に明文化している。すなわち、桐生大学学則第 1 条において「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」と規定している。

###### 1-1-②簡潔な文章化

本学では前述の使命・目的及び教育目的を桐生大学学則第 5 条において以下のとおり簡潔に文章化している。

###### 【医療保健学部】

- 生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職の育成
- 保健・医療・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間の理解を主軸に新時代や国際社会にも貢献できる人材の育成



#### 【看護学科】

- 自立した専門職としての知識・技能・態度及び考え方の総合的能力の育成
- 人間理解と協働意識に基づく豊かな人間性の育成
- 地域社会及び国際社会に貢献できる専門的職業人の育成
- 地域社会の保健・医療・福祉環境の中で力を発揮できる実践的職業人の育成

#### 【栄養学科】

- 自立した専門職としての知識・技能・態度及び考え方の総合的能力の育成
- 人間愛と奉仕の精神に基づく豊かな人間性の育成
- 保健・医療・福祉分野に対応できる「食」のスペシャリストの育成
- 地域の保健・医療・福祉分野における「食と健康」に関する実践的職業人の育成

### 1-1-③個性・特色の明示

本学の個性・特色は前述のとおり

- (1) 教員と学生の距離が近い学風。一人ひとりの状況を把握し、きめ細やかな対応を重視
- (2) 演習・実習・フィールドワークなど、実社会で生きる学びを重視したカリキュラム
- (3) 3つのポリシーに加え本学独自の3つのポリシーを定め、教育研究及び学生支援の質の維持向上に努める

であり、使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。

### 1-1-④変化への対応

大学の使命・目的は社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて逐次見直していくべきものである。本学の教育機関としての伝統は明治34(1901)年に桐生裁縫専門女学館として創立して以来であり、その間、常に社会情勢等に適切に対応しながら、人材の育成を図ってきた。

今後も社会情勢の変化等に対応すべき状況が生じた際は見直し等を行うが、大学組織としての本学の設置は、平成20(2008)年とその歴史も浅く、未だ大幅な見直しを必要とする時期ないしは段階に至っていないと考えている。

#### ◇エビデンス集資料編

【資料 1-1-1】 桐生大学 学則

【資料 1-1-2】 Campus Guide Book 2022

#### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

これまでの本学の使命・目的及び教育目的の設定にかかる意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化、個性・特色の明示、変化への対応は問題ないと考えているが、引き続き必要に応じて、社会の変化に対応していく方針である。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-①役員、教職員の理解と支持

### 1-2-②学内外への周知

### 1-2-③中長期的な計画への反映

### 1-2-④三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-①役員、教職員の理解と支持

理事・評議員・監事等の役員や教職員には、使命・目的及び教育目的を策定中の平成20(2008)年の開学前より、丁寧に説明し、承認されているため、これに関与・参画しているといえる。

なお、使命・目的及び教育目的を策定後の開学以後に就任した役員や採用された教職員に対しても、必ず大学案内等を示して、建学の精神、大学の使命・目的について説明し、理解と支持を得ている。

### 1-2-②学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的を記載している「学生生活ハンドブック」は、役員、教職員、学生全員に、大学案内は役員、教職員全員に配付している。さらに大学案内については、本学への受験を検討する高校生等を主とする資料請求者やオープンキャンパス時の参加者に無料で配布している。

これらは大学ホームページにも同様に掲載する等、大学の使命・目的は学内外に周知徹底している。

### 1-2-③中長期的な計画への反映

本学は、地域から信頼され、学生や卒業生のために持続的に成長する大学で在り続けるために3つの目標と6つの指針、そして8つの区分毎の指標を有する中期計画を策定している（対象年度は令和元(2019)年度から令和6(2024)年度）。前述の本学の使命・目的及び教育目的はこの中期計画に盛り込んでいる。

すなわち、本学の使命・目的である、「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成」を、中期計画の3つの目標である、①「群馬の知の拠点」となって信頼される大学、②地域貢献、人財育成、学生サービスで群馬県内トップをいく大学、③多種多様な個性を尊重する大学、に反映させている。

### 1-2-④三つのポリシーへの反映

本学は次のとおり使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させている。

(ア)ディプロマ・ポリシー

【看護学科】

- 人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している
- 看護学の基礎となる、人体のしくみ、健康の諸側面、健康生活と社会との関係について、理解している。さらに、医療者として必要な倫理、守るべき法令を理解し、それに沿って行動できる
- 看護の基本精神・基礎技術を理解した上で、さまざまな健康レベル、あらゆる発達段階における科学的知識を修得し、実践的な援助技術を修得している
- 看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合することができる。また、臨床現場でチーム医療の一員として活躍し、そこで調整する能力及び問題を解決する能力を修得している

【栄養学科】

- 人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。
- 人間の健康を規定する要因として幅広く社会・環境を科学的に理解し、さらに健康の維持・増進プログラムを実践するために必要な人体の構造並びに疾病の成り立ちから食べ物と健康の知識や技能を修得している
- 多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、利用者の身体の状態、栄養状態、生活習慣に係る栄養・食事管理、栄養教育、臨床栄養ならびに公衆栄養、給食経営分野に関して必要な知識や技術を修得している
- これまでの学習を統合・発展させ、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけ、実践的な職業人として活躍できる知識・技術を修得している

(イ)カリキュラム・ポリシー

【看護学科】

- 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する
- 「人間の理解」を主軸に、「健康・疾病・生活・社会」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な学習を目的とする「専門基礎科目」を配置する
- 基礎・基本から実践・応用まで、多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が看護師としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習する「専門科目」を配置する
- 「専門科目」の中に、看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合する「看護の統合と発展」に係る科目を配置する

【栄養学科】

- 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する
- 「人間と環境の理解」を主軸に、「健康・環境・栄養・食品・生活」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な科目

群として「専門基礎科目」を配置する

- 多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が管理栄養士としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習することを目的として「専門科目」を配置する
- 「専門科目」の中に、実践的な管理栄養士として活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、これまでの学習を統合・発展させる科目を配置する

#### (ウ) アドミッション・ポリシー

##### 【医療保健学部】

- 求める学生像

医療保健学部では、社会に出て役立つ人間の育成という建学精神のもと、医療保健分野で幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた専門職を育成することをめざしています。そのため、自ら学び、考え、判断し、責任ある行動をとれる人材を求めています。

##### 【看護学科】

- 求める学生像

看護学科では、医療保健の高度化・専門化・複雑化・多様化に伴い、社会が求める看護に生涯にわたって対応し、活躍できる人材の基盤を養います。そのためには、自らの職業に対する心構えを持ち、様々な状況にある人々の生活に関心を払い、また、自らの日常生活に対しても、自立的に整えられる人を求めています。

- 入学者選抜の基本方針

看護学科では、看護学教育の核である人間理解に向けてあらゆる方向から学びます。人間の形態機能、疾病の成り立ち、疾病の回復促進、保健学など専門基礎科目を基にして看護ケアや医療サービスの方法を構築していくことを特長としています。

看護は、人体の構造やその働き、自然の生態や社会生活についての基本的な知識、看護ケアを提供するために豊かな人間性や保健医療に対する強い関心が求められます。その基礎学力は、大学で学ぶための基本的な国語力（読解力や表現力）に加え生物や化学の分野です。また、看護ケアを提供するための方法論には数学、物理などの分野が重要になります。さらに、国際色豊かな地域で活躍するためには英語力も必要となります。特別な科目ではなく高等学校での科目が基礎になり、そこでしっかり学んでいるかを評価します。

##### 【栄養学科】

- 求める学生像

栄養学科では、広い視野と高度な専門的知識・技術を持った質の高い管理栄養士の養成を基本的視点とし、保健医療サービスの担い手として地域や国際社会で活躍できる人材の育成をめざしています。「食と健康」に探求心を持ち、様々な問題に対して柔軟に対応できる豊かな感性と人間愛に満ちた、人々の健康増進のために役立ちたいと希望する人を求めています。

- 入学者選抜の基本方針

栄養学科では、「食と健康」について高度な専門的知識・技術を修得するとともに、科学的な根拠に基づいた栄養情報を対象者にわかりやすく表現・伝達するコミュニケーション

技術を身につけることで、人間理解に基づいた「人間栄養学」の実践力を高めていきます。

保健医療の専門家としての管理栄養士の実践力を高めるためには、「栄養の科学」・「食品の科学」・「人体の科学」を総合的・体系的に学修する必要があります、その基礎となる化学や生物、数学などをしっかりと学んでおくことは重要です。また、広い視野を持ち、他者と豊かなコミュニケーションを構築するための国語力や英語力も求められます。

### 1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的は前述のとおり、「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」である。

このために本学は現在、医療保健学部のもとに看護学科と栄養学科を有し、看護学科は主に看護師と保健師を、栄養学科は管理栄養士を養成している。その理由は、情報化と医療の高度化・専門化、多職種連携、多様性への対応、そして少子高齢化にある。

これらの職種は、本学の使命・目的及び教育目的でいうところの「地域社会において優秀な人材」かつ「国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与」するものとする。

医療技術の急速な進歩や公衆衛生の向上に加え、医療福祉制度や国民の健康にかかる諸施策の充実等により、我が国の健康水準は大幅に改善され、平均寿命が伸長する一方、世界でも例を見ない規模と速度で高齢化が進行し、医療の焦点も健康寿命の延伸、地域医療構想の推進に向けられ、治療から予防・看護・介護へとシフトしているのが現状である。また、社会経済環境の変化に伴い疾病構造も大きく変化し、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病や超高齢社会に伴うフレイル、認知障害等が国民の健康問題の大きな課題となっている。これら疾患の発症と進行を防ぐには、若年層から高齢者まで生活習慣の見直しと改善、食生活の改善が重要であり、保健指導、栄養指導に求められる要素はきわめて高い。

よって、本学は使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているものとする。

### ◇エビデンス集資料編

- 【資料 1-2-1】 学生生活ハンドブック P.1～5
- 【資料 1-2-2】 Campus Guide Book 2022
- 【資料 1-2-3】 中期計画 TRUST
- 【資料 1-2-4】 桐生大学 学則
- 【資料 1-2-5】 学校法人桐丘学園 組織機能規程

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

役員、教職員の理解と支持については、引き続き、役員には理事会・評議員会等を通じ、また教職員には FD 研修会・SD 活動や様々な媒体における教育理念や教育目標等の掲示

等を通じ、一層の理解と支持が得られるよう今後とも努力していく。

学内外への周知については、引き続き、在学生等、学内へは入学式やオリエンテーションのほか、通常の教育課程（講義・実験・実習等）や学生生活の中において、高校生等、学外へはホームページや学生募集要項・大学案内等の印刷物のほか、オープンキャンパス等のイベントを通じて大学の情報を広く公開し、適切かつ正確な情報提供に努めていく。

中長期的な計画及び3つのポリシーへの反映については、すでに実施しているところではあるが、必要に応じて見直していくとともに、計画の進捗状況についてもチェックしていきたい。

教育研究組織の構成との整合性については、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、引き続き、一層の努力をしていく。

### **【基準1の自己評価】**

本学では使命・目的及び教育目的について、「社会に出て役立つ人間の育成」という建学の精神に基づき、具体的に明文化し、かつ簡潔に文章化している。この中で大学の個性・特色を反映し、明示している。なお、社会情勢の変化等に対応すべき状況が生じた際は見直し等を行うが、大学組織としての本学の設置は、平成20(2008)年とその歴史も浅く、未だ大幅な見直しを必要とする時期ないしは段階に至っていないと考えている。

使命・目的及び教育目的の策定等には、役員・教職員が適切に関与・参画し、学内外に対して大学ホームページ、大学案内をはじめとして様々な媒体で周知している。これらは中長期的な計画や3つのポリシーに有機的に反映させている。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織については、適宜適切に整備している。

以上のことから、「基準1. 使命・目的等」を満たしていると自己評価する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、本学の教育目的を踏まえている。

##### 【医療保健学部】

##### ➤ 求める学生像

医療保健学部では、社会に出て役立つ人間の育成という建学精神のもと、医療保健分野で幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた専門職を育成することをめざしています。そのため、自ら学び、考え、判断し、責任ある行動をとれる人材を求めています。

##### 【看護学科】

##### ➤ 求める学生像

看護学科では、医療保健の高度化・専門化・複雑化・多様化に伴い、社会が求める看護に生涯にわたって対応し、活躍できる人材の基盤を養います。そのためには、自らの職業に対する心構えを持ち、様々な状況にある人々の生活に関心を払い、また、自らの日常生活に対しても、自立的に整えられる人を求めています。

##### 【栄養学科】

##### ➤ 求める学生像

栄養学科では、広い視野と高度な専門的知識・技術を持った質の高い管理栄養士の養成を基本的視点とし、保健医療サービスの担い手として地域や国際社会で活躍できる人材の育成をめざしています。「食と健康」に探求心を持ち、様々な問題に対して柔軟に対応できる豊かな感性と人間愛に満ちた、人々の健康増進のために役立ちたいと希望する人を求めています。

このアドミッション・ポリシーは、学生募集要項等に掲載するとともに、大学ホームページでも公開しており、本学への入学を希望する受験生やその保護者、高等学校等の進路指導担当教諭等、多くの人に周知している。また、オープンキャンパスや進路説明会等においても、建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等と併せて、アドミッション・ポリシーを周知している。

#### 2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では入学者選抜等を、桐生大学学則、入学者選抜規程等に基づき、アドミッション・ポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行

っている。

(ア) アドミッション・ポリシーに沿っているか

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うため本学では「入学者選抜の基本方針」を以下のとおり定めている。

**【看護学科】**

➤ 入学者選抜の基本方針

看護学科では、看護学教育の核である人間理解に向けてあらゆる方向から学びます。人間の形態機能、疾病の成り立ち、疾病の回復促進、保健学など専門基礎科目を基にして看護ケアや医療サービスの方法を構築していくことを特長としています。

看護は、人体の構造やその働き、自然の生態や社会生活についての基本的な知識、看護ケアを提供するために豊かな人間性や保健医療に対する強い関心が求められます。その基礎学力は、大学で学ぶための基本的な国語力（読解力や表現力）に加え生物や化学の分野です。また、看護ケアを提供するための方法論には数学、物理などの分野が重要になります。さらに、国際色豊かな地域で活躍するためには英語力も必要となります。特別な科目ではなく高等学校での科目が基礎になり、そこでしっかり学んでいるかを評価します。

**【栄養学科】**

➤ 入学者選抜の基本方針

栄養学科では、「食と健康」について高度な専門的知識・技術を修得するとともに、科学的な根拠に基づいた栄養情報を対象者にわかりやすく表現・伝達するコミュニケーション技術を身につけることで、人間理解に基づいた「人間栄養学」の実践力を高めていきます。

保健医療の専門家としての管理栄養士の実践力を高めるためには、「栄養の科学」・「食品の科学」・「人体の科学」を総合的・体系的に学修する必要があります。その基礎となる化学や生物、数学などをしっかりと学んでおくことは重要です。また、広い視野を持ち、他者と豊かなコミュニケーションを構築するための国語力や英語力も求められます。

(イ) 公正かつ妥当な方法

桐生大学学則に基づき、本学の教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を、妥当な方法により公平かつ厳正に選抜するために入学者選抜規程を定め、受験生の能力、適性、意欲、関心等を公正かつ適正な方法により選抜するための組織体制を確立するとともに、選抜方法の改善、開発等に努めている。

現在の入学者選抜の概要は以下のとおりである。

➤ 学校推薦型選抜試験

学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、面接、小論文、調査書に基づき受験生の能力、適性、意欲、関心等により総合的に選抜する。

➤ 一般選抜試験

学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各学科の定める科目について学力検査、面接、調査書を実施し、その成績により選抜する。

➤ 総合型選抜試験

受験者が本学の教育理念及び求める学生像を理解し、自らの適性や修学の意欲等を記した志望理由書、面接、読解力考査、調査書により総合的に選抜する。



▶ 特別選抜試験

学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、面接・口頭試問、小論文等に基づき総合的に選抜する。

選抜方法別の評価の観点は以下のとおりである。

▶ 学校推薦型選抜試験

高校などで学習した成果としての基礎学力と、これまで取り組んできた科目や課外活動、また専門職を目指す動機や目標、そのために努力してきたことなどを自分の言葉で述べることができるか、自分の意見を文章で論理的にまとめることができるかについて評価します。

▶ 一般選抜試験

I・II期はコミュニケーションの基礎となる国語と英語、また専門分野の基礎である数学や理科（生物・化学）の科目について筆記試験で評価します。III期は論述式総合問題と面接で評価します。

▶ 総合型選抜試験

面接等では人の話を聴いて理解する能力、また、高校で取り組んできた科目・課外活動、専門職を目指す動機や目標等について、自分の言葉で述べる力を評価します。また、読解力考査では文章を正しく理解し読み取る力を評価します。

▶ 特別選抜試験

一般的な教養と、社会人として取り組んできた事項や活動、また専門職を目指す動機や目標、そのために努力してきたことなどを経験に基づいて的確に述べるができるか、自分の意見を文章で論理的にまとめることができるかについて評価します。

また、学力の3要素との関係を学生募集要項に以下のように示し、受験生に分かりやすく伝えている。

【評価の観点】

| 学力の3要素            |         | 知識・技能 | 思考力・判断力・表現力等の能力 |     | 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 |     |     |
|-------------------|---------|-------|-----------------|-----|-----------------------|-----|-----|
| 入試区分              | 選抜方法    | 知識・技能 | 思考力・判断力         | 表現力 | 関心・意欲・態度              | 探求力 | 協働性 |
| 総合型選抜             | 読解力考査   | ◎     | ○               |     |                       |     |     |
|                   | 面接      | ○     | ○               | ○   | ◎                     | ○   |     |
|                   | 志望理由書   |       | ○               | ○   | ◎                     | ○   |     |
|                   | 調査書     | ○     |                 |     | ○                     |     | ○   |
| 学校推薦型選抜<br>特別選抜   | 小論文     | ○     | ◎               | ○   |                       |     |     |
|                   | 面接      | ○     | ○               | ○   | ◎                     | ○   |     |
|                   | 調査書     | ○     |                 |     | ○                     |     | ○   |
| 一般選抜              | 筆記試験    | ◎     | ○               |     |                       |     |     |
|                   | 論述式総合問題 | ○     | ◎               | ○   |                       | ○   |     |
|                   | 面接      | ○     | ○               | ○   | ◎                     | ○   |     |
|                   | 調査書     | ○     |                 |     | ○                     |     | ○   |
| 大学入学共通テスト<br>利用選抜 |         | ◎     | ○               |     |                       |     |     |

さらに、入学者選抜規程に基づき、受験生の能力、適性、意欲、関心等を公正かつ適正な方法により選抜するため、入試判定要項を定めている。選抜方法の策定にあたっては、学長のもと、入試広報委員会、入試広報課を中心に組織体制を確立し、改善、開発等に努めている。

(ウ) 適切な体制のもとでの運用とその検証

入学者の選抜に関しては、入学者選抜規程において定められた出願者資格、選抜の方法等に基づき、入試判定要項を定め、選抜時における評価や合格者の決定を行っている。合格者の決定は、入試広報委員会より提出された判定資料に基づき、教授会の議を経て、学長が最終決定を行う等、公正かつ妥当に入学者選抜を行っている。

また、その妥当性の検証も含めた入学者の選考・選抜に関する諸施策の立案ために入試広報委員会が設置されており、必要に応じて専門委員等を置き、それらの検証に基づき、アドミッション・ポリシーの内容や選抜方法等について、適宜、入試広報委員会の議題として取り上げ、検討をしている。

**2-1-③入学生定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

過去5年の入学生定員充足率及び収容定員充足率は、下表のとおりであり、在籍学生を適切に確保している。

(毎年度5月1日現在)

|        | 入学定員充足率 |        |        |        |        |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
|        | H30年    | R1年    | R2年    | R3年    | R4年    |
| 看護学科   | 113.8%  | 96.3%  | 102.5% | 108.8% | 108.8% |
| 栄養学科   | 85.0%   | 86.7%  | 91.7%  | 108.3% | 106.7% |
| 別科助産専攻 | 100.0%  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 計      | 101.3%  | 93.0%  | 98.1%  | 107.6% | 107.0% |

(毎年度5月1日現在)

|        | 収容定員充足率 |        |        |        |        |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
|        | H30年    | R1年    | R2年    | R3年    | R4年    |
| 看護学科   | 96.8%   | 98.5%  | 100.3% | 103.1% | 105.0% |
| 栄養学科   | 85.8%   | 81.0%  | 82.5%  | 85.8%  | 92.7%  |
| 別科助産専攻 | 105.6%  | 100.0% | 105.6% | 105.6% | 100.0% |
| 計      | 92.4%   | 91.2%  | 93.0%  | 95.9%  | 99.7%  |

**◇エビデンス集資料編**

【資料2-1-1】学生募集要項

【資料 2-1-2】 桐生大学・桐生大学短期大学部 入学者選抜規程

【資料 2-1-3】 桐生大学医療保健学部 令和 4 年度募集 入試判定要項

【資料 2-1-4】 桐生大学・桐生大学短期大学部 入試広報委員会規程

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も入学者選抜の方法等が本学の教育目的を適切に反映しているか、アドミッション・ポリシーや選抜方法について、検証を重ねながら見直しを継続し、同時にアドミッション・ポリシーの周知手段についてもより分かりやすく効果的な手法で行えるよう努力していく。

特に選抜方法については、学力の 3 要素を踏まえ、知識や技能だけでなく思考力や判断力等の能力を適切に測れるような方法を検討し、新学習指導要領の実施も見据えた入試制度の構築を進めながら、定員に沿った在籍学生を確保していくための努力を継続していく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-2. 学修支援

### 2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制の適切な整備・運営は、本学では教務委員会と教務・学生課が密接に連携しながら行っている。

特に運営に関しては、教職協働による初年次教育の実施、編入生への親身の指導、成績不振学生への補習講義や面談等、手厚い学修支援を実施している。

教務委員会規程では委員会の役割として、「本学の教育に関する全学的事項の審議及び連絡調整を行う」としている。具体的には、以下について審議・連絡調整している。

- 全学の教育に係る規程の制定及び改廃に関する事項
- 編入学、転部、転入学等に関する事項
- 学科の教育に関する事項
- 他大学・短期大学等との教育連携に関する事項
- 高等学校教育との連携に関する事項
- 社会と連携する教育及び社会人教育に関する事項
- 留学生教育に関する事項
- 教職課程に関する事項
- 学位に関する事項
- 教務システムに関する事項
- その他全学の教務に関し必要な事項

なお本学は、各学科、各学年に担任と副担任を置き、学生一人ひとりをサポートする体

制をとっている。担任は、学期はじめに学生への履修指導、クラス全員を対象とした個別面談の実施、また職員から提供されたデータに基づき、問題を抱えている学生や欠席が目立つ学生への学習面及び学生生活での相談、支援を行っている。

## 2-2-②TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### (ア) 障がいのある学生への配慮

1階がレストランとなっている11号館、図書館がある2号館には、エレベーター及び障がい者対応トイレを、平成記念ホールのある9号館には障がい者対応のトイレを設置している。

また、4号館（事務棟）には椅子式階段昇降機を設置し、4号館のみならず、4号館と2階の渡り廊下でつながっている9号館への移動も可能にしている。

障がいのある学生の情報を学科・担任・職員で共有し、対応を検討・配慮するようにしている。過去には聴覚に障がいのある学生を受け入れた実績がある。

### (イ) オフィスアワー制度の全学的実施

学生が授業時間以外でも教員に質問や相談が可能となるよう、シラバスにオフィスアワーを記載している。これにより学生は、教員研究室等にて個別に授業や研究に関する質問や相談をすることが可能となっている。

なお、グループウェア（Microsoft Teams）のチャット機能を活用することで、対面でのコミュニケーションが苦手な学生から質問や相談を受けやすくする等の工夫も行っている。

### (ウ) 教員の教育活動を支援するための TA などの適切な活用

専任・非常勤助手が教員の教育活動の支援を行っている（本学は大学院を設置していないため TA 制度の活用は難しい）。具体的には、学内実験・演習・実習時のグループ指導支援、臨地実習時の指導支援（実習担当の責任者として配置した専任教員の下）等を行っている。

### (エ) 中途退学、休学及び留年への対応

本学では、成績不振学生の修学意欲及び学力の向上、中途退学防止を目的とし、成績不振学生が退学、休学、留年へと至らないよう個別指導制度を導入している。退学や休学、復学を希望する学生に対しては、必ず届出の前に、教員である担任、副担任、教務委員会委員長又は学生委員会委員長・学科長のいずれか、及び教務・学生課職員が協働して、学生及びその保護者との個別面談を行い、状況の確認及びその後の進路予定の確認を行う等、適切な対応を行っている。休学者については復学に当たっての学習・履修計画を、留年者については継続的な学習のための計画を指導している。

なお、成績不振学生に対しては、随時、担任、副担任が面談による指導を行っている。また、「学修支援室」の開設や「問題となる学生（アンプロフェッショナルな学生）に対する指針（Fitness to Practice）」の策定も計画している。

### (オ) 初年次教育

新入生には初年次教育プログラムにおいて大学での学びの導入と位置づけ、大学での学修に必要な基礎的な知識や大学生に求められる常識・生活態度等を指導している。

## ◇エビデンス集資料編

- 【資料 2-2-1】 桐生大学・桐生大学短期大学部 教務委員会規程
- 【資料 2-2-2】 学校法人桐丘学園 組織機能規程
- 【資料 2-2-3】 2022 年度シラバス (看護学科)
- 【資料 2-2-4】 2022 年度シラバス (栄養学科)
- 【資料 2-2-5】 桐生大学及び桐生大学短期大学部 成績不振学生に対する個別指導制度
- 【資料 2-2-6】 学生生活ハンドブック P.21
- 【資料 2-2-7】 2022 初年次教育プログラム

### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

①入学後の学修指導のために入学時に実施しているプレースメントテスト結果の活用、②成績不振学生への個別指導や進級判定基準のための GPA の活用 (学科・学年別の GPA の傾向分析等)、③学習理解の向上を図ることを目的とした学修支援室 (学習困難者、成績不振学生を主な対象とし、カジュアルな雰囲気での学習方法や履修上の問題点について、その解決策や解決の糸口を見出すことをサポートする) の早急な開設について、教務委員会を中心に取り組みたい。

悩みを抱えている学生や学修意欲が低下した学生を早期に発見し指導を行っているが、担任、副担任、学科長、学部長間のタテの情報共有だけでなく、学科内の教職員間のヨコの情報共有をより強化しつつ、担任以外の教員でも学生からの相談を受ける仕組みを検討したい (例えば、看護学科 4 年生の成績不振学生に対して学修支援チームを発足させ、知識・技術の伝授だけでなく、精神的な支援を合わせて、毎月 2 回程度の学修支援セミナーを開催しているが、このような取り組みを拡大・発展させたい)。また、近年、学修を阻害する要因として、「読む力 (Reading skill)」の低下が挙げられており、入学時のプレースメントテストに Reading skill test を導入することにより、入学後のつまずきの原因となる学習スキルの習得不足、基礎的な知識の欠落、気づかない不適切な学習行動といったさまざまな阻害要因を見出し、不足しているスキルを練習させ、知識を補うことで学修成果を向上させるよう準備している。関連してオフィスアワーの活性化についても努力したい。オフィスアワーはシラバスやホームルームを通じて周知しているが、今後学生用ポータルシステム等の ICT の運用にさらに工夫を加え、学修支援の拡充を図りたい。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (ア) インターンシップ等を含めたキャリア教育のための支援体制の整備

看護学科・栄養学科ともに、卒業に係る授業、演習、臨地実習等の単位の修得が看護師・

保健師、管理栄養士等の国家試験受験資格の取得、ひいては、卒業後の職業に直接結びつくことになる。したがって、教育課程もキャリア教育を包含した内容となっており、そのための支援体制を本学は整備している。

➤ 看護学科

看護学科の教育課程内においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の看護師課程及び保健師課程として必要とされる内容に加えて、キャリア支援のための内容も加えた教育課程としている。まず、専門基礎科目という科目区分に「医療保健共通科目」という科目群を設け、他の保健医療職者との連携に係る「チーム連携論」、栄養学科の学生と一緒に実習を行う「早期体験合同実習」を科目として設定している。(令和3(2021)年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により合同で実施できなかった。) 専門科目の科目区分に「看護の統合と発展」という科目群を設けているが、この科目群は実際の臨床現場での実践に直接つながる科目設定になっており、機能看護学Ⅰ～Ⅲ、看護専門職論Ⅰ～Ⅷ等の科目が設定されている。特に「機能看護学Ⅰ(看護教育とキャリア発達支援)」、「看護専門職論Ⅰ(看護倫理)」、「看護専門職論Ⅱ(医療安全管理)」等、職場での実践に深く関わる科目が設定されている。

➤ 栄養学科

栄養学科の教育課程においても、管理栄養士学校指定規則に定められている管理栄養士課程として必要とされる内容に加えて、管理栄養士としてのキャリア支援を内容とする教育課程となっている。まず、看護学科の教育課程と同様に、専門基礎科目という科目区分に「医療保健共通科目」という科目群を設け、他の保健医療職者との連携に係る「チーム連携論」、看護学科の学生と一緒に実習を行う「早期体験合同実習」を科目として設定している(令和3(2021)年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により合同で実施できなかった)。また、同じく専門基礎科目の区分に「栄養学科基礎科目」という科目群を設け、まず、管理栄養士という資格・職業及び管理栄養士として必要な知識・技術を理解するため「管理栄養士活動論」という科目を設けている。この科目を学修することにより、学生は職業の具体的なイメージ、大学で身につけるべき具体的な知識・技術について、理解することが可能となり、今後の学修への動機付けにもなっている。また、専門科目の区分に、「総合演習」という科目群を設けている。これは管理栄養士学校指定規則に規定されて必要とされている教育内容であるが、「管理栄養士総合演習Ⅰ」及び「管理栄養士総合演習Ⅱ」を設定し、教育内容ごとに修得した知識・技能を統合し、管理栄養士としての総合的能力を養成するための授業を実施している。

(イ) 就職・進学に対する相談・助言体制の整備と適切な運営

就職支援については、学生支援センターのセンター員及び担任が随時個別面談を行い、就職活動に関わる相談(履歴書の書き方、電話の仕方、服装マナー、面接指導、礼状の書き方、誓約書の書き方等)や、進学等、卒業後の進路に関わる相談に対応している。

卒業後は多くの学生が、看護学科では看護師に、栄養学科では管理栄養士として働くため、国家試験の合格が卒業後の職業、すなわち、就職・進学に直結する。このため、各学科に所属するほとんどの教員が参加して、4年生を中心とした国家試験対策を行っている。例えば学生を少人数のグループに分けて、学科所属教員及び助手が分担してグループの学生を担当し、学生の学習状況のチェック、相談、グループの学生に対する個別指導等を行

っている。課外授業としては、学生の苦手な分野を中心に既に履修が終わっている授業科目の内容を復習するための補講を行っている。さらに国家試験対策の模擬テストを学内で実施し、その結果を分析し、学生と学習方法のアドバイスをするための面談も実施している。

このように本学では就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切な運営を行っている。以下、学科別の特徴について述べる。

▶ 看護学科

学生支援センターを中心に、対象者全員に対するガイダンスを行っている。

まず3年次の2月に本学周辺の多くの病院から管理職や卒業生を招き、学生が実際の進路先を考えるきっかけとなるような場を提供している。また、3年次の7月に看護職としての自覚と現場を知ることを目的としたキャリアガイダンス、4年次の4月には栄養学科と合同で実際の就職活動支援講座として、履歴書や面接等、具体的な対応を習得するためのキャリアガイダンスを開催している。それにより、4年生が実習病院でのキャリアについて考える場を提供している。

▶ 栄養学科

学生支援センターを中心に、対象者全員に対するガイダンスを行っている。

3年次の11月に3年生全体を対象とするキャリアガイダンスを開催している。ここでは12月より始まる就職活動に向けての準備や実際の活動の仕方、求人票の閲覧方法、卒業生の活躍状況について説明し、3年生が職業について現実感をもって考えるよい機会としている。

4年次の4月には看護学科と合同でキャリアガイダンスを実施し、進路希望調査を行うとともに、前期における就職活動の重要性を強調し、4月から9月の間にできるだけ内定を得て後期には国家試験対策準備に力を注げるよう指導している。

## ◇エビデンス集資料編

【資料 2-3-1】 桐生大学 学則別表

【資料 2-3-2】 学校法人桐丘学園 組織機能規程

【資料 2-3-3】 令和3年度学生支援センター活動表

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

看護学科、栄養学科ともに実績を上げてきているが、令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化は、本学の学生の就職活動にも影響を及ぼしている。例えば多くの病院は毎春、採用活動の一環で看護学生の就職試験前の病院見学（インターンシップ）を受け入れているが、感染リスクを念頭に中止する病院が多く発生した。学生からは「職場の雰囲気を知らずに就職試験を受けることになる」と戸惑う声が上がっている。

本学はそうした学生に対してメンタルも含め臨機応変にサポートしていきたい。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-①学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-4. 学生サービス**

**2-4-①学生生活の安定のための支援**

(ア) 学生サービス、厚生補導のための組織の設置と適切な機能

学生サービス、厚生補導のための組織としては、学生委員会、学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンター、教務・学生課及び管理課等があり、それぞれが密接に連携して適切な機能を果たしている。

中心となる学生委員会は、学生行事の企画・運営に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、学生支援センターとの連携に関する事、その他委員長が必要と認める学生生活全般に関する事項について審議し、実際に運営に携わることもある。

(イ) 奨学金など学生に対する適切な経済的支援

奨学金など学生に対する適切な経済的支援は、学生委員会、学生支援センター、教務・学生課等が連携して、日本学生支援機構や群馬県看護師等修学資金貸与制度等の各種奨学金の説明会や申請指導、また申請時に必要な人物評価のための面接等に関する業務等を行っている。また、住居支援として、アパート・下宿の紹介を行っている。特に、通学範囲内に住所のない入学予定者に対して、大学近隣のアパートの情報を提供している。

(ウ) 学生の課外活動への適切な支援

学生の課外活動への適切な支援も学生委員会が中心となっている。クラブ・サークル活動は学友会の活動として、学生が主体的に活動するものであるが、学生委員会は顧問・副顧問の推薦や予算の取りまとめ、活動の支援を行っている。

(エ) 学生の心身に関する適切な健康相談、心的支援、生活相談など

学生の心身に関する適切な健康相談、心的支援、生活相談などは、ウェルネスセンターや学生委員会等がそれぞれ連携して支援を行っている。

ウェルネスセンターは、学生の心身の健康維持を支援する役割を担っている。その大きな役割として、年度当初に実施する学生健康診断の企画・運営、各種予防接種の実施指導及び一部計画の作成とその運営、そして日常的な保健室・カウンセラー室（相談室）の運営の3点を担っている。

▶ 学生健康診断

学生健康診断は、ウェルネスセンターの構成員が主に携わり、医療機関と連携して円滑に運営するよう努めている。学生の健康診断書は、実施医療機関からの返却をウェルネスセンターで受け、就職活動等で必要となる学生には、教務・学生課で健康診断書の発行を行っている。また、健康診断の結果、所見に異常が認められた学生には、ウェルネスセンターから保護者宛・本人宛に通知し、再度医療機関を受診してその結果を大学側に知らせるよう指導を行っている。

▶ 各種予防接種

各種予防接種は、本学が看護師・保健師・助産師・管理栄養士の養成機関であり、学生が臨地実習に出るため、健康管理の一環としてきわめて重要である。学生は麻疹・風疹等



の抗体検査を予め行い、「医療従事者のためのワクチンガイドライン第3版」に沿った指導を全学生に実施している。特に抗体価が低値の学生には基準の予防接種回数をした証明を実習前に提出させる等、指導を徹底している。

▶ 保健室ならびにカウンセラー室（相談室）

保健室は原則として週5日開室し、養護教諭資格を持つ非常勤職員が常駐して学生の不測の疾病・傷害、体調不良等に対応できる体制を敷いている。その一環として、保健室担当者は保健室専用の携帯電話を持ち、その電話番号を「学生生活ハンドブック」にて学内に公開している。学生が直接その日の保健室担当者に連絡が取れるようにしており、保健室担当者は保健室にて傷害等の応急措置にあたる。各学科には救急箱が常備され、喫緊の際にはそれが使用されることもある。

また、保健室利用者があった場合は、その内容を記録する。保健室を中心とした活動には、学生自身が自己の健康を自分で守る意識を高めるため、新入生に対してうがい・手洗いのワークショップの実施も含まれる。これは、インフルエンザやノロウイルス等の集団感染が危惧される感染症が流行し始める前の時期に実施するもので、感染症対策の一環でもある。学内にはマスクの自動販売機も設置している。万一感染症に罹患した学生が出た場合には、各学科長、各学年の担任と連携して学生の情報を迅速に収集し、状況の把握に努めている。

一方、カウンセラー室（相談室）は、保健室での個別対応が困難な場合に使用している。前述した保健室担当者もしくはウェルネスセンターの学生相談担当者により、学生の心身の悩みや不安、問題行動に対する相談に応じることができる体制を整えている。相談がある学生は、直接保健室に来室するか、あるいは各学科の担任等を通して担当教員とアポイントメントを取り来室する場合もある。利用者があった場合は、その内容を記録する。

本学の場合、カウンセラー室（相談室）利用者はさほど多くはないが、それは担任が学生と密にかかわりを持っており、そこで担任教員が相談に応じているためでもある。したがって、利用者は自発的な来談者ばかりではなく、担任に奨められて来談する場合もある。いずれの場合でも、担当教員は学生の話を真摯に傾聴し、対応に困る場合はカウンセリングを専門とする教員のスーパーバイズを受ける、もしくはリファールによって対処を図るようにしている。

## ◇エビデンス集資料編

【資料 2-4-1】 学校法人桐丘学園 組織機能規程

【資料 2-4-2】 桐生大学・桐生大学短期大学部 学生委員会規程

【資料 2-4-3】 予算書・決算書（学生の課外活動等への支援状況の部分）

【資料 2-4-4】 令和3(2021)年度抗体価検査実施状況

【資料 2-4-5】 令和3(2021)年度保健室利用状況

【資料 2-4-6】 令和3年度学生支援センター活動表

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症とその長期化に伴う生活困窮学生への支援を本学はこれまでも行ってきたところだが、そのさらなる長期化が予想されることから、一層の支援策を状

況により検討し、必要に応じ実施していきたい。

また、学生が企画・広報・運営を行う大学祭は、その主体性や創造性を高める機会となっているが、近年、学生の大学祭への関与が非常に低調である。本学としては、再び学生主導でやり遂げられる力を身に付けさせるような支援を強化していきたい。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-5. 学修環境の整備

施設・設備の安全性、特に建物の耐震化は、旧建築基準で建設されている建物を順次耐震診断し、耐震補強工事を計画的に進めている。令和 3(2021)年 5 月現在、9 割以上の建物が耐震性を備えている。

### 2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### ➤ 校地

収容定員が 566 人の本学の場合には、大学設置基準上、5,660 m<sup>2</sup>の校地を要するところ令和 4(2022)年 5 月 1 日現在、本学の校地面積（運動場を含む）は 25,629.8 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準を満たしている。

#### ➤ 運動場

運動場については、大学設置基準で「教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。」とされており、キャンパス内に 20,272.1 m<sup>2</sup>を運動場として確保している。

#### ➤ 校舎

校舎については、大学設置基準上、5,781.36 m<sup>2</sup>の校舎を要するところ、令和 4(2022)年 5 月 1 日現在、本学の校舎面積は 14,942.4（共用含む）m<sup>2</sup>であり、大学設置基準を満たしている。

看護学科の授業に使用している 10 号館及び栄養学科の授業に使用している 11 号館には、それぞれの学科で専門的な技術の取得に必要な実習が行える実習室を整備している。それらの実習室では医療機器をはじめ、映像機器やシミュレーション教材、模型教材を活用した実習が行え、学生の技術修得に役立っている。すべての講義室ではプロジェクタとスクリーン、ネットワークに接続可能なコンピュータを活用した授業ができる環境を整備している。またホワイトボードやマイク等も整備しており、さらに多くの教室では DVD 映像を映し出すことも可能となっている。10 号館 3 階の講義室では 100 インチのスクリーンにスライド等の資料や映像を表示させることができ、後部座席の学生からも映像

がわかるように天吊モニターを設置する等、学生が見やすい環境を整備している。また 11 号館の多くの講義室・演習室・実習室については、自由に移動できる机を導入しており、授業の形態に応じて、講義形式の一斉授業やグループでのディスカッション等、様々な学習スタイルで授業が展開できる。さらにそれらの教室については無線 LAN を使用できる環境があるため、ノート PC やタブレット端末を持ち込むことで情報収集等も行え、教室に設置してあるプロジェクタを利用すればプレゼンテーションも可能となっている。給食経営管理論実習の試食室である 11 号館給食経営管理実習室にもプロジェクタやスクリーン等を設置して、その場で学生のプレゼンテーションが行える環境を整えている。

また、10 号館の OA 実習室と 11 号館栄養教育実習室にはコンピュータが設置され、授業で活用している。特に OA 実習室では CALL システムを用いた語学学習が可能となっているため、学生のスピーキング、リスニング能力の向上に役立っている。また、これらの教室には複合機が設置されており、授業に関連する内容であれば自由に印刷が可能となっている。その他にも、短期大学部と共用で情報機器演習室、語学演習室にコンピュータを設置している。

#### ▶ 図書館

図書館は独立した 2 階建ての建物（本館：座席 191 席）と、3 階建ての 2 階部分（9 号館分館：座席 66 [閲覧室] 席）から構成されており、目録検索コーナー、事務室、移動式書架を備えている。本館は平成 20(2008)年の桐生大学の開設時に、既存の建物の内装工事を行い新設した。また 9 号館の分館の閲覧室は常時開放されており、自習室として学生に利用されている。

#### ▶ 体育施設

体育施設についてはキャンパス敷地内に、地上 1 階建、延床面積 1,274.85 m<sup>2</sup>の体育館を整備し、体育の授業や学生の課外活動、学校行事等を実施している。

#### ▶ 情報サービス施設

本学では、学生が快適にコンピュータやインターネットを利用できるよう、学生のネットワーク環境の整備を進めている。本学には、短期大学部との共用で利用する情報機器演習室に WindowsPC を 46 台、語学演習室では WindowsPC を 50 台設置している。また、看護学科で利用している 10 号館の OA 実習室には WindowsPC が 50 台、栄養学科で利用している栄養教育実習室には WindowsPC を 16 台設置している。特に OA 実習室には CALL システムが導入されており、語学学習を可能にしている。

### 2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

#### (ア) 教育目的の達成のための快適な学修環境の整備と有効活用

本学では大学設置基準上求められる最低水準以上の快適な学修環境とその有効活用のために、学生が快適にコンピュータやインターネットを利用できるよう、コンピュータ教室やネットワークの整備を進めている。

そのため、利用については、入学後の初年次教育として「桐生大学・桐生大学短期大学部 コンピュータ・ネットワーク利用の手引き」を配布して利用方法やインターネットを利用する上での注意点等、説明を行っている。特に、インターネットの利用においては、トラブルになりかねない行為やネットワークにおける犯罪、著作権の問題等、これからの

学修や生活において特に注意が必要な点を説明している。一方で、近年ではノート型コンピュータの利用やタブレット端末、スマートフォン等の普及が目覚ましく、これらを利用したネットワークの接続環境の整備も重要である。そこで各教室やレストラン、図書館等、多くの学生が利用するエリアには国際的なネットワークローミングである **eduroam** による **Wi-Fi** アクセスポイントを設置し、インターネットに自由に接続できる環境を用意した。これらの利用方法やスマートフォン利用の注意点等もオリエンテーションで説明している。

また、医療保健学部においては、「情報処理基礎演習」の授業を1年次前期に必修科目として開講し、すべての学生がコンピュータリテラシーについて学習する。

その他にメディア情報センターでは、ネットワークを通じた学習として、**Microsoft365** や **Moodle** 環境の提供を行っており、一部の授業では教材等の資料をオンラインで見学することができる。なお、本学の入学前教育についても入試広報課と連携し、一部オンライン教材を利用した学習を取り入れている。

(イ) 適切な規模の図書館と十分な学術情報資料の確保/開館時間を含めた図書館を十分に利用できる環境の整備

図書館では、図書管理細則に基づき、一般図書、参考図書、専門図書及び視聴覚資料を選定し購入している。図書館が収集する図書の選定は、教職員、学生から購入希望のあったものを中心に購入している。購入希望の受け付けは年複数回行い、一括で購入している。なお、教員が個人研究費で購入する図書については、研究図書として登録している。

平成 20(2008)年の大学開設以降、計画的に蔵書を増加していった結果、教育研究に十分な図書の整備状況となっている。

蔵書は、本学の主たる教育分野の栄養学、看護学に関するものも多く、問題なく整備されていると判断できる。蔵書の選定については図書委員会において協議している。また、購読中の雑誌、ライセンス契約中のデータベース、電子ジャーナルの見直しについても、年に一度行っている。

図書館の開館時間は 9 時～20 時であり、授業を終えた学生や、実習を終えた学生にも余裕を持って利用できる環境を提供している。

また、学内 LAN に接続されている学生用パソコンを 20 台用意し、データベース、電子ジャーナルといった現物資料以外にも幅広いサービスを提供している。

学生用パソコンからは印刷ができ、作成したレポートや、検索した文献を印刷する等の際に利用されている。なお、一部のデータベース、電子ジャーナルについては、リモートアクセスの提供を行っている。

その他、アクティブ・ラーニング・スペース (以下、ALS) を 2 階部分に設定しており、視聴覚室資料の閲覧、グループ学習、ディスカッション、プレゼンテーション等を行うことが可能な空間を提供している。なお、希望があれば ALS で使用可能なノートパソコン、タブレット、プロジェクタ等の貸出が可能となっている。

令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により同時利用者数の制限を行ったが、延べ 12,473 人の来館者があり、学生の活発な利用が見られている。

(ウ) 教育目的の達成のコンピュータなどの IT 施設の適切な整備

短期大学部との共用で利用する 9 号館情報機器演習室に WindowsPC を 46 台、語学演習室には WindowsPC を 50 台、看護学科で利用している 10 号館の OA 実習室には

WindowsPC が 50 台、栄養学科で利用している栄養教育実習室には WindowsPC を 16 台設置する等、適切に IT 施設を整備している。それぞれのコンピュータには、Office ソフトや統計解析ソフトが入っており、またすべて高速ネットワークで結ばれていて、インターネットを利用することも可能である。インターネット回線については、国立情報学研究所の SINET を利用し、10Gbps の高速インターネット接続で快適なネットワーク環境を整えている。各 PC 教室は、授業で利用していない時間帯において教員の許可が一部必要となるものの、自由に利用することが可能であり、複合機も設置されているため、学生は授業に関係する資料等を自由に印刷することも可能である。なお、コンピュータ等、リース契約で整備している機器については、5 年を一つの目安としたリース契約の満了に伴って入れ替えている。

### 2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

全館の入口にはスロープを設置し、車いすや杖での出入りを可能としている。1 階がレストランとなっている 11 号館、図書館がある 2 号館にはエレベーター及び障がい者対応のトイレを、平成記念ホールがある 9 号館には障がい者対応のトイレを設置する等、施設・設備の利便性（バリアフリー等）に配慮している。

また、4 号館（事務棟）と 9 号館の 2 階は渡り廊下でつながっており、4 号館に設置されている椅子式階段昇降機を利用することで、足の不自由な方でも平成記念ホールでのイベントや 9 号館での講義に参加することが可能となっている。

### 2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数について、教育効果を高めるために、特に語学・情報・体育・実験・演習については可能な限りクラス分けをして少人数による運営に努力している。

看護学科では、基礎看護技術は A・B クラスに分けた 40 人をさらに 4～5 人のグループにし、教員 1 名が 2 グループを指導できる体制としている。また、各看護学領域の方法論では、5～6 名が 1 事例を展開するために教室だけでなくゼミ室等も活用して、グループワークができるよう工夫する等、十分教育効果が上がるように運営している。

栄養学科では、実験・実習科目において 30 名ずつの A・B クラスに分けて授業を展開している。専門科目においては、1 回の授業で複数の教員が授業を担当する等、学生一人に対し、十分教育効果が上がるよう運営している

### ◇エビデンス集資料編

【資料 2-5-1】耐震化の状況について

【資料 2-5-2】時間割

【資料 2-5-3】履修者数一覧

【資料 2-5-4】図書館だより

【資料 2-5-5】桐生大学・桐生大学短期大学部図書館 図書管理細則

【資料 2-5-6】施設修繕計画

【資料 2-5-7】桐生大学・桐生大学短期大学部 コンピュータ・ネットワーク利用の手引き

【資料 2-5-8】桐生大学 メディア情報センター規則

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、教学運営に支障のないように管理、運用している。今後老朽化等に伴う修繕等について、施設修繕計画に基づき検討を進めていく。

新型コロナウイルス感染症の影響による遠隔授業の活用が当面予想されるが、学生への物心両面での支援を拡充させていきたい。

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

**2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

**2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

**2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

本学では、「学生生活実態調査」を年 1 回全学生に対して実施している。

本調査は修学状況や課外活動等の学修支援について学生に Microsoft Forms のアンケート機能を利用し、調査するものである。

学生からくみ上げられた意見等は、集計・分析し、学生委員会、大学運営評議会にて検討し、必要に応じて対策を立て、学修支援の体制改善に反映させるとともに、大学ホームページに公開している。

**2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

前述の「学生生活実態調査」においては、学生の心身、経済的側面等、学生生活に関する設問だけでなく、自由記述欄を設け、丁寧に意見・要望をくみ上げる仕組みとしている。

これらの学生からの意見・要望については、集計・分析し、学生委員会、大学運営評議会にて検討し、必要に応じて対策を立て、活用するとともに、大学ホームページに公開している。

**2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

「学生生活実態調査」においては、施設・設備に対する設問だけでなく、自由記述欄を設け、丁寧に学生からの意見をくみ上げる仕組みとしている。

学生からの意見・要望については、集計・分析し、学生委員会、管理課や大学運営評議会にて検討し、必要に応じて対策を立て、施設・設備の改善に反映させるとともに、大学ホームページに公開している。

## ◇エビデンス集資料編

【資料 2-6-1】 桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 2-6-2】 学生生活実態調査報告書

【資料 2-6-3】 学生委員会議事録

【資料 2-6-4】 大学運営評議会議事録

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生生活実態調査」は、設問、回答率の状況を踏まえ、見直しを行う。

今後、年1回の「学生生活実態調査」や担任等の面談以外にも適切な仕組みを整備、分析し直ちにできる事は関係部署と連携し、改善し、学生の学修環境等の整備に努める。

### 【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れに関しては、教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内やオープンキャンパス等で十分周知したうえで、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用しその検証を行っている。この際、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

学修支援に関しては、障がいのある学生への配慮、オフィスアワー制度の全学的実施、非常勤助手等の適切な活用、中途退学、休学及び留年への対応を行いつつ、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

キャリア支援に関しては、インターンシップ等を含めた支援体制と就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

学生サービスに関しては、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能している。この組織は奨学金等、学生に対する経済的な支援、学生の課外活動への支援、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っている。

快適な学修環境の整備に関しては、安全性・バリアフリー等を確保しつつ、施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。このうち図書館、IT 施設についても適切に整備し、かつ有効に活用している（このため新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う遠隔授業も円滑に導入できた）。また、授業を行う学生数（クラスサイズ等）は教育効果を十分上げられるような人数となっている。

学生の意見・要望への対応については、学修支援、学生生活、施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映している。

以上のことから、「基準 2. 学生」を満たしていると自己評価する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は前述の教育目的を踏まえ、以下のディプロマ・ポリシーに反映させている。

###### 【看護学科】

- 人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。
- 看護学の基礎となる、人体のしくみ、健康の諸側面、健康生活と社会との関係について、理解している。さらに、医療者として必要な倫理、守るべき法令を理解し、それに沿って行動できる。
- 看護の基本精神・基礎技術を理解した上で、さまざまな健康レベル、あらゆる発達段階における科学的知識を修得し、実践的な援助技術を修得している。
- 看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合することができる。また、臨床現場でチーム医療の一員として活躍し、そこで調整する能力及び問題を解決する能力を修得している。

###### 【栄養学科】

- 人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。
- 人間の健康を規定する要因として幅広く社会・環境を科学的に理解し、さらに健康の維持・増進プログラムを実践するために必要な人体の構造並びに疾病の成り立ちから食べ物と健康の知識や技能を修得している。
- 多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣に係る栄養・食事管理、栄養教育、臨床栄養ならびに公衆栄養、給食経営分野に関して必要な知識や技術を修得している。
- これまでの学習を統合・発展させ、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけ、実践的な職業人として活躍できる知識・技術を修得している。

このディプロマ・ポリシーは、「学生生活ハンドブック」、大学案内、大学ホームページ等を通じて、役員、教職員、学生全員、本学への受験を検討する高校生等、学内外に対して広く周知している。

##### 3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認



### 定基準等の策定と周知

教育目的を踏まえた前述のディプロマ・ポリシーに基づき、本学では以下のとおり、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を設定し、「学生生活ハンドブック」、シラバスやガイダンス等の機会を通じて周知している。

#### ▶ 単位認定基準

単位認定基準については、履修規程において規定している。

このうち成績評価の評点と評価基準は、履修規程第 6 条において次のとおりとしている。

#### 成績評価の基準

| 判定  | 令和 2(2020)年度以降の入学生 |    | 令和元(2019)年度以前の入学生 |    |
|-----|--------------------|----|-------------------|----|
|     | 点数                 | 評価 | 点数                | 評価 |
| 合格  | 90～100 点           | S  | 80～100 点          | A  |
|     | 80～89 点            | A  |                   |    |
|     | 70～79 点            | B  |                   |    |
|     | 60～69 点            | C  |                   |    |
| 不合格 | 59 点以下             | D  | 59 点以下            | D  |

成績判定の方法については、「試験により行う。ただし、授業科目により、レポート等の方法をもって試験に代えることができる。(履修規程第 7 条)」としている。

なお、学生が本学に入学する前に他大学または短期大学等における既修得単位の認定については、教育上有益と認める場合、編入学、転学等の場合を除き、その上限を 60 単位とし（桐生大学学則第 33 条）、オリエンテーション等においても周知している。また、編入生の単位認定については、既修得単位認定規程で規定しており、看護学科、栄養学科はそれぞれ 82 単位、68 単位を上限としている。

#### ▶ GPA 制度

成績評価の客観的・総合的な指標として GPA (Grade Point Average) 制度を導入している。GPA が著しく低い場合は、教員が学生と面談し、適切な履修計画、授業への取り組み、一部の学科では進級判定や保健師課程選抜の参考にする等、学修上の指導や学生生活の相談・指導に活用している。学生への GPA の通知は、「Campus Plan Web Service」により行い、GPA の結果を学生自らが確認し、自己の履修計画の点検材料として活用している。

#### ▶ 進級基準

進級基準については、履修規程において定めている（履修規程第 20 条）。

この履修規程において看護学科では、「原則として、専門基礎科目及び専門科目における必修科目の単位を修得できなかった場合は進級できない。ただし、学年 GPA が上位 80% にある場合はこの限りでない。これらを 1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次、3 年次から 4 年次の各学年にて実施する。」等と規定している。

栄養学科についても、学年ごとに詳細に進級基準を規定している。

また、学外での実習に係る科目については、所定の科目及び単位を履修していない場合に、履修を制限している実習科目がある。履修制限については履修の手引きに明記し学生

に周知している。

➤ 卒業認定基準

卒業認定については、桐生大学学則第 32、38、39 条及び学位規程等において規定している。

卒業に必要な履修単位数は、「医療保健学部の学生は、別表に定める学部共通科目 24 単位、専門基礎科目・専門科目 102 単位、総計 126 単位以上修得しなければならない。」としている。

**3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等の厳正な適用については、教務委員会が主に担当し、また、特に進級や卒業認定にあたっては、教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が決定している。

単位認定基準については、シラバスに各授業等の成績評価の方法・基準を明確に記載することにより公正かつ厳正な成績評価を図っている。シラバスについては厳格に単位認定を行うために、第三者の教員がシラバスチェックを行い、場合によっては訂正もしくは改善の指導を行い、基準をより明確に示せるようにしている。

**◇エビデンス集資料編**

【資料 3-1-1】 学生生活ハンドブック

【資料 3-1-2】 Campus Guide Book 2022

【資料 3-1-3】 2022 年度シラバス（看護学科）

【資料 3-1-4】 2022 年度シラバス（栄養学科）

【資料 3-1-5】 桐生大学 履修規程

【資料 3-1-6】 桐生大学 学則

【資料 3-1-7】 桐生大学 既修得単位認定規程

【資料 3-1-8】 桐生大学 学位規程

【資料 3-1-9】 GPA（Grade Point Average）制度（2019 年度入学生～）

【資料 3-1-10】 GPA（Grade Point Average）制度（2020 年度入学生～）

【資料 3-1-11】 教務委員会議事録

【資料 3-1-12】 教授会議事録

【資料 3-1-13】 教授会議事録

【資料 3-1-14】 履修の手引き 桐生大学医療保健学部（2022 年度入学生用）

**(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）**

令和元(2019)年度入学生までは科目毎の素点を加算したものを科目数で除した平均点による成績評価を行っていたが、令和元(2019)年度より全学年に GPA 制度を導入した。令和元(2019)年度は過渡期であるので、従来どおり平均点で成績評価を行っている。令和 2(2020)年度入学生からは現在の GPA 制度に合わせた 5 段階評価に変更し、運用を行っている。導入してからの時間が余り経っていないが、科目ごとの GP のみならず学年 GPA や累積 GPA を用いて学生の学習指導体制の強化を図るとともに、単位認定基準の厳正な運

用に努める（このことが、卒業認定基準の厳格化にもつながる）。進級基準が平成 30(2018)年度入学生に適用されてから 4 年が経過するが、平成 30(2018)年度入学生の国家試験の合格率や GPA を踏まえながら、教務委員会で審議し、さらに教授会等で進級基準を改正していく。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④教養教育の実施

#### 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は前述の教育目的を踏まえ、以下のカリキュラム・ポリシーに反映させている。

##### 【看護学科】

- 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。
- 「人間の理解」を主軸に、「健康・疾病・生活・社会」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な学習を目的とする「専門基礎科目」を配置する。
- 基礎・基本から実践・応用まで、多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が看護師としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習する「専門科目」を配置する。
- 「専門科目」の中に、看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合する「看護の統合と発展」に係る科目を配置する。

##### 【栄養学科】

- 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。
- 「人間と環境の理解」を主軸に、「健康・環境・栄養・食品・生活」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な科目群として「専門基礎科目」を配置する。
- 多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が管理栄養士としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習することを目的として「専門科目」を配置する。

- ▶ 「専門科目」の中に、実践的な管理栄養士として活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、これまでの学習を統合・発展させる科目を配置する。

このカリキュラム・ポリシーは、「学生生活ハンドブック」、大学案内、大学ホームページ等を通じて、役員、教職員、学生全員、本学への受験を検討する高校生等、学内外に対して広く周知している。

### 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

前述のカリキュラム・ポリシーの下、本学では学部共通科目(教養科目)、専門基礎科目、専門科目、教職専門科目といった科目群を設定している。

これらの科目を定められた履修年次に履修していくことで、ディプロマ・ポリシーが定める人材の育成につながっており、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性が担保されている。

なお、本学では科目毎のシラバスにおいて、その関連性を具体的に明示することによって、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性をわかりやすく示すべく改善を図ったところである。

### 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(ア)カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成と実施

本学では、授業科目の難易度を視覚的に捉えられるナンバリング制度を導入することにより、学習段階や順序を整理し、教育課程を体系的に編成している。

ナンバリングの付番は、科目分類(必修科目、選択科目、自由科目)の科目群に区分し、さらに、科目の段階(学部共通科目、専門基礎科目、専門科目(初級・中級レベル)、専門科目(上級レベル)・統合科目、教職科目)別に授業レベルを設定している。

(イ)シラバスの適切な整備

各授業・演習・実習等、科目の授業目的や授業計画等を記載したシラバスについては、ウェブサイト上の「教育情報の公開」や学内ネット上の「Campus Plan Web Service」を通じて、学生及び学外に広く公表している。シラバスの内容については、シラバス作成要領等に基づき、授業概要や教育目的とディプロマ・ポリシーとの関連、具体的な講義内容(アクティブラーニングの内容含む)、科目区分、開講時期、単位数、担当教員の実務経験、成績評価の方法・基準、予習復習の学習内容・時間、オフィスアワーを明記している。

(ウ)履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫

履修登録単位数の上限は、履修規程第4条において規定している。1年間に登録できる卒業要件に含まれる科目の単位数の上限は、看護学科・栄養学科ともに50単位とし、単位制度の実質を保つ適切な設定としている。

### 3-2-④教養教育の実施

教養教育の在り方について検討することを目的として、教養教育推進委員会を設置し、審議の結果を学長に報告する等の体制を組み、教養教育の適切な実施を担保している。

審議事項は、「(1)教養教育に関する基本方針の検討、(2)教養教育と学科教育との調整、

(3)学部・学科の教育目標と教養教育の内容の調整、(4)教養教育の課題・取りまとめ、(5)教養教育に関する調査・研究、(6)教養教育における FD 活動の推進及び自己評価、(7)その他、教養教育推進のために必要な事項の検討」である。

令和 3 年度の委員会においては、看護学科では再編に伴うカリキュラム変更に伴い、教養科目において、例年履修者が少ない科目や科目の繋がりを考慮した科目の統廃合や、「データサイエンス」の新規科目追加の検討を行った。また、学則の名称を「学部共通科目」から「教養科目」に変更し、一部科目区分の名称の変更も併せて検討を行った。今後は栄養学科の再編に伴い、引き続き栄養学科の教養科目も検討していく予定である。

### 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (ア) 授業内容・方法の工夫

授業内容・方法については、アクティブ・ラーニング等によって工夫をしている。

本学では特にシラバスにおいてアクティブ・ラーニングの項目を設け、一方向的な講義形式の教育とは異なり、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等を含む学修者が能動的に学修に取り組めるような教授・学習法の導入を教員に促している。これによって学生は、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力を得られるようになっている。令和 3(2021)年度は対面授業を基本として授業を行い、新型コロナウイルス感染症で登学できない学生に対し、教育の質を担保するため Microsoft Teams を利用し、できるだけ講義を録画している。また、Microsoft Forms によるプレテスト、ポストテスト、講義の課題を学生に課すことで学生の理解が深まるよう工夫している。

#### (イ) 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備・運用

教授方法の改善を進めるための組織体制として、学則第 11 条に基づき、FD 委員会を設置している。

FD 委員会では、以下の事項を審議し、その結果を学長に報告、学長は教授会の議を経て決定し、実施・運用している。

- (1)FD 及び SD 活動の企画立案に関する事項
- (2)FD 及び SD に係る研修会等に関する事項
- (3)授業評価の実施とその検討に関する事項
- (4)その他 FD 及び SD に関連する事項

令和 3(2021)年度は、「試験問題の作成方法について」、「議事録、起案書の書き方」、「依頼文の書き方」(SD 含む)を実施した。また、ワークショップ形式で「学生の基礎学力を知り、育てながら、専門教育を進める」、「アクティブラーニングの促進に向けて」を開催した。

#### ◇エビデンス集資料編

【資料 3-2-1】 学生生活ハンドブック

【資料 3-2-2】 桐生大学 学則別表

【資料 3-2-3】 2022 年度シラバス (看護学科)

【資料 3-2-4】 2022 年度シラバス (栄養学科)

【資料 3-2-5】 桐生大学・桐生大学短期大学部 シラバス作成要領

【資料 3-2-6】 桐生大学 履修規程

【資料 3-2-7】 科目ナンバリング制度

【資料 3-2-8】 桐生大学・桐生大学短期大学部 教養教育推進委員会規程

【資料 3-2-9】 桐生大学・桐生大学短期大学部 FD 委員会規程

【資料 3-2-10】 FD 委員会議事録

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現行の教育課程は、平成 24(2012)年度から運用しており、8 年が経過している。この間の国家試験の合格率等を点検・評価し、教育課程全体の見直しを行う時期になっている。

栄養学科では、日本栄養改善学会が厚生労働省委託事業として、栄養学モデル・コア・カリキュラムが発表されていることから、それにあわせるように現行カリキュラムの改善・向上を行い、新カリキュラムへの移行に努めていく。

看護学科については、文部科学省から看護教育モデル・コア・カリキュラムが発表され、令和 2(2020)年 10 月には「看護師養成所等の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正がなされたので、このコアカリキュラム及び改正省令に則した新カリキュラムへ移行した。また、改組に伴い新カリキュラムを検討し、教育目標、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを見直し、カリキュラム・ポリシーを改正し、一貫性が担保されるようにする。またカリキュラム・ポリシーの改正により、学部共通科目の点検・検討を行い、専門家として社会に貢献するための基礎力を築けるように再編していく。

本学としては今後、公開授業の実施・検討会をより活性化したい。具体的には、授業評価アンケートの評価が高く、かつ、アクティブ・ラーニングの活用の活発な教員の公開授業を優先的に行い、検討会だけでなく、報告書作成を考えている。また、感染症対策に長期的に向き合う観点からも、対面授業だけでなく、遠隔授業における学生の主体性や深い学びを促進するための方法を内外の研修会等からより積極的に学び、大学に還元したい。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

##### (ア) ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示

履修系統図やナンバリングを作成し、ディプロマ・ポリシーに設定した各観点を満たす上で必要な授業科目を過不足なく体系的に編成している。

また、学生の主体的な学修の前提として、本学では、個々の授業科目のシラバスにおい

て、到達目標及びディプロマ・ポリシーとの対応関係、成績評価基準並びに事前・事後学修の内容を学生に対し適切に示している。

(イ) 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどの実施

学生の学修状況については学修行動等実態調査や教務委員会と FD 委員会及び IR 推進センターによる通常の成績評価や授業評価アンケートの分析、就職状況については学生支援センターと担任が連携を密に取り合い把握している。学生の意識調査については学生委員会による学生生活実態調査、卒業時の満足度調査については卒業時アンケート、就職先の企業アンケートについては卒業生アンケート、就職先アンケートを実施している。

(ウ) 大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいた学修成果の点検・評価

本学では多様な尺度・指標や測定方法としてアセスメント・ポリシーを設定し、主に教務委員会において点検・評価している。

このポリシーは、ディプロマ・ポリシーの内容を客観的かつ適切に評価することを目的としている。そして、本学は学修成果を評価する観点で、客観的に教育活動を見直し、より充実した教育プログラムを構築することに努めている。

アセスメント・ポリシーは、「学生生活ハンドブック」、大学ホームページ等を通じて、役員、教職員、学生全員に周知している。

### 3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価は教務委員会と FD 委員会、IR 推進センターが協働して行っている。

中心となる授業評価アンケートの結果については、大学事務局において授業評価項目を集計し、講義・演習等の授業担当教員に、その担当に係る授業評価の集計個表とアンケート結果を送付している。また、大学ホームページにて評定平均一覧表を内外に公開している。

なお、教務委員会においても FD 委員会、IR 推進センターとともに授業評価アンケートの結果を点検・評価して教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

また、学生の学修状況を把握するために実施している学修行動等実態調査については教務委員会で検証を行い、結果をホームページで公開している。

#### ◇エビデンス集資料編

【資料 3-3-1】履修系統図

【資料 3-3-2】2022 年度シラバス（看護学科）

【資料 3-3-3】2022 年度シラバス（栄養学科）

【資料 3-3-4】教務委員会議事録

【資料 3-3-5】IR 推進センター会議議事録

【資料 3-3-6】学修行動等実態調査結果

【資料 3-3-7】学生生活実態調査報告書

【資料 3-3-8】2021 年度卒業時アンケート結果報告（第 1 報）

【資料 3-3-9】 卒業生・就職先アンケート結果

【資料 3-3-10】 授業評価アンケート結果（抜粋）

【資料 3-3-11】 2021 前期授業評価 評定平均一覧表

【資料 3-3-12】 2021 後期授業評価 評定平均一覧表

【資料 3-3-13】 学生生活ハンドブック

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き教務委員会においては学生の学修状況と卒業時の満足度調査、学生委員会は学生の意識調査を、学生支援センターにおいては資格取得状況・就職状況の調査、就職先の企業アンケートを、FD 委員会においては授業評価アンケートを実施していくが、今後はより一層、IR 推進センターを中心に PDCA サイクルにあてはめて改善に努めていきたい。

### 【基準 3 の自己評価】

単位認定、卒業認定については、「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」という教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー、その基準等を策定・周知するのみならず、看護学科・栄養学科ともに厳正な適用も行っている。

教育課程については、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、教養教育も含め体系的な教育課程を編成している。この際、履修系統図によって 4 年間の教育課程の全体像を周知させる等、工夫を重ねている。教授方法については、FD 委員会を中心により一層の改善に努めている。

学修成果の点検・評価については、すでに点検・評価方法が確立し円滑な運用を行っている。本学の特色としてアセスメント・ポリシーを策定し、3 つのポリシーについて検証している。また、教務委員会は学生の学修状況と卒業時の満足度調査、学生委員会は学生の意識調査、学生支援センターは資格取得状況・就職状況の調査、就職先の企業アンケート等を実施し、実施したデータをもとに担当の委員会で審議しその結果を教育内容・方法及び学修指導の改善のために大学運営評議会にフィードバックしている。

以上のことから、「基準 3. 教育課程」を満たしていると自己評価する。



#### 基準 4. 教員・職員

##### 4-1. 教学マネジメントの機能性

###### 4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

###### 4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

###### 4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-1. 教学マネジメントの機能性

###### 4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定は、組織機能規程第 13 条に「学長は、大学及び短期大学部の公務をつかさどり、所属教職員を統監し、大学及び短期大学部を代表する」と定められているとおり、学長のリーダーシップの下、遂行されている。また同規程第 15 条及び桐生大学学則第 8 条において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ために、副学長を置くことができる旨を規定しており、令和 3(2021)年度においては 1 名の副学長を置いている。

###### 4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

(ア) 使命・目的の達成のための教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のための教学マネジメントは、学長をトップとして、大学運営評議会（桐生大学学則第 9 条）、教授会等によって構築している。

大学運営評議会の審議事項は、次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1)教育及び研究活動の基本に関する事項</li><li>(2)大学の組織及び運営に関する事項</li><li>(3)学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項</li><li>(4)教員人事に関する事項</li><li>(5)大学の将来計画に関する事項</li><li>(6)学年暦及び全学的行事に関する事項</li><li>(7)入学、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項</li><li>(8)教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項</li><li>(9)学生の厚生補導の基本に関する事項</li><li>(10)学生の賞罰の基本に関する事項</li><li>(11)学長から諮問された事項</li><li>(12)教授会から提案又は付託された事項</li><li>(13)その他必要な事項</li></ul> |
|---|

教授会の審議事項は、次のとおりであり、学長がこれらの事項の決定を行うにあたり、

意見を述べている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学部内規程等の制定及び改廃に関する事項</li> <li>(2)学生の入学・卒業並びに除籍に関する事項</li> <li>(3)編入学生の単位の認定に関する事項</li> <li>(4)研究生・聴講生・科目等履修生及び外国人学生に関する事項</li> <li>(5)教育課程の編成及び試験に関する事項</li> <li>(6)学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項</li> <li>(7)学長の諮問した事項</li> <li>(8)その他本学部の教育・研究及び運営に関する重要事項</li> </ul> |
|---|

(イ) 大学の意思決定の権限と責任の明確性

学校教育法第 92 条第 3 項では、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定められている。本項は、学長が校務に関する最終的な決定権を有するとともに、所属職員に対して指揮命令権を有することであると解されている（文部科学省高等教育局：「内部規則の総点検・見直しにおける留意事項（平成 27 年 1 月 15 日）」）。

本学でも組織機能規程において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定し、意思決定の権限と責任を明確にしている。

(ウ) 副学長の組織上の位置付け及び役割の明確性と機能

「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ために、副学長を置くことができる旨を桐生大学学則において規定しており、令和 3(2021)年度においては 1 名の副学長を置いている。

学長と副学長は定期的（最低週に 2 回、毎回 1 時間）に情報交換、意見交換がなされている。学内での意見調整、委員会等の検討内容については適宜、報告がされており、情報共有している。新型コロナウイルス感染症の対応についても、感染症対策室員と調整しながら、学長と副学長が協議の上、方針を決定している。

(エ) 教授会などの組織上の位置付け及び役割の明確性と機能

桐生大学学則第 10 条第 3 項及び教授会規程第 3 条において教授会の組織上の位置付け及び役割を明確に規定し、機能を持たせている。具体的には以下のとおりである。

|   |
|---|
| <p>学部の教授会は、学長が次の事項の決定を行うにあたり、審議して意見を述べることとする。</p> |
|---|

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)学部内規程等の制定及び改廃に関する事項</li> <li>(2)学生の入学・卒業並びに除籍に関する事項</li> <li>(3)編入学生の単位の認定に関する事項</li> <li>(4)研究生・聴講生・科目等履修生及び外国人学生に関する事項</li> <li>(5)教育課程の編成及び試験に関する事項</li> <li>(6)学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項</li> <li>(7)学長の諮問した事項</li> <li>(8)その他本学部の教育・研究及び運営に関する重要事項</li> </ul> |
|---|

(オ) 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定めること及びその周知

前掲のとおり、桐生大学学則第 10 条第 3 項及び教授会規程第 3 条において教授会の組織上の位置付け及び役割を明確に規定し、周知させている。

(カ) 大学の意思決定及び教学マネジメントの大学の使命・目的に沿った適切な実施

本学では、前述の大学運営評議会と教授会を原則として毎月 1 回開会し、さらに必要がある場合は、臨時に開会し、意思決定及び教学マネジメントを大学の使命・目的に沿って、適切に実施している。

**4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

本学では組織機能規程に基づき、教学マネジメント遂行のために、能力、資格、専門性及び経験に配慮して、適切に職員を配置している。

事務組織としては、総務課、管理課、教務・学生課、入試広報課等があり、規程に基づき役割を明確化しながら業務を遂行している。

**◇エビデンス集資料編**

【資料 4-1-1】 桐生大学 学則

【資料 4-1-2】 桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 4-1-3】 桐生大学 教授会規程

【資料 4-1-4】 学校法人桐丘学園 組織機能規程

【資料 4-1-5】 令和 3 年度 桐生大学・短期大学部 事務局組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教職員の配置については、常に教職員・学生の声を丁寧に拾いながら見直しを図り、適切な教学マネジメントの維持強化に努めていきたい。

**4-2. 教員の配置・職能開発等**

**4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

**4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-2. 教員の配置・職能開発等**

**4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

(ア) 必要な専任教員を確保と適切な配置

下表のとおり本学では、大学設置基準上必要な教員数を確保し、適切に配置している。

教員数(令和 4(2022)年 5 月 1 日現在)

| 大学 | 設置基準上必要な専任教員数<br>0は教授の数 | 現専任教員数 |     |    |    |   | 助手 |
|----|-------------------------|--------|-----|----|----|---|----|
|    |                         | 教授     | 准教授 | 講師 | 助教 | 計 |    |
|    |                         |        |     |    |    |   |    |

|                          |      |        |    |   |   |   |    |    |
|--------------------------|------|--------|----|---|---|---|----|----|
|                          | 看護学科 | 12(6)  | 10 | 6 | 4 | 4 | 24 | 5  |
|                          | 栄養学科 | 10(5)  | 7  | 3 | 3 | 4 | 17 | 5  |
| 大学全体の収容定員に<br>応じ定める専任教員数 |      | 10(5)  | —  | — | — | — | —  | —  |
| 計                        |      | 32(16) | 17 | 9 | 7 | 8 | 41 | 10 |
| 別科助産専攻                   |      | 3(0) * | 0  | 1 | 2 | 0 | 3  | 0  |

\*保健師助産師看護師学校養成所指定規則による

(イ) 教員の採用・昇任の方針に基づく規則の制定と適切な運用

本学では教員の採用・昇任の方針は、各種法令、法人・学内規程等に基づき、教員の採用・昇任を含む任命権としての理事長が示している（就業規則第8条）。教員の採用は原則として公募によっている。

規則としては、就業規則の他、「教員の資格基準（大学）」、「教員の資格審査運営規則」、「教員資格基準審査の内規」等を制定している。昇任を含む教員の資格審査は、「教員の資格基準（大学）」に基づき、審査会によって行う。審査会の構成員は、学長、副学長、学部長、当該教員が所属する学科の学科長、その他学長の指名した者としている。審査のプロセスは、審査会長が審査会における審査意見を調整し判定案としてまとめ、これを踏まえ学長は大学運営評議会の議を経て最終判定を決定し、これを理事長に報告、理事長の承認を得て、昇格を行うものとし、実際の運用についてもこれら規程類を厳格に遂行している。

なお、本学では現在、学校教育法、大学設置基準や各指定規則等で規定された必要な教員数を適切に配置しているところである。

#### 4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD、その他教員研修は、FD委員会規程に基づくFD委員会を中心に組織的に実施している。FD委員会では以下の事項を審議し、学長に答申したのち教授会の議を経て学長が決定する。これらの活動はPDCAサイクルの中で常に見直しを含めた検討を行っている。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で遠隔授業を行ったため、メディア情報センターとFD委員会で連携し、教員に対し遠隔授業についてのアンケートを実施する等、状況を把握した上で教育方法の見直しを行っている。

##### FD委員会の審議事項（FD委員会規程第5条）

- (1)FD 及び SD 活動の企画立案に関する事項
- (2)FD 及び SD に係る研修会等に関する事項
- (3)授業評価の実施とその検討に関する事項
- (4)その他 FD 及び SD に関連する事項

##### FD、その他教員研修の実績（令和3(2021)年度）

- ・試験問題の作成方法について
- ・「議事録、起案書の書き方」「依頼文の書き方」
- ・学生の基礎学力を知り、育てながら、専門教育を進める
- ・アクティブラーニングの促進に向けて

#### ◇エビデンス集資料編

- 【資料 4-2-1】 学校法人桐丘学園 就業規則
- 【資料 4-2-2】 教員の資格審査運営規則
- 【資料 4-2-3】 教員の資格基準（大学）
- 【資料 4-2-4】 教員資格基準審査の内規
- 【資料 4-2-5】 大学運営評議会議事録
- 【資料 4-2-6】 FD 研修会資料
- 【資料 4-2-7】 桐生大学・桐生大学短期大学部 FD 委員会規程
- 【資料 4-2-8】 令和3年度 FD 及び SD 計画について
- 【資料 4-2-9】 FD 研修会参加者リスト

#### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任の方針については、地方の大学の共通課題でもある慢性的な教員不足を踏まえた改正を検討する等、不断の改善の取り組みを行っていききたい（特に看護系教員の採用に引き続き努力していききたい）。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のための研修は、外部機関の研修等を併用しつつ、以下のとおり、本学独自の研修を、総務課を中心に組織的に実施している。これらの活動は PDCA サイクルの中で常に見直しを含めた検討を行っている。

#### SD 研修の実績（令和 3(2021)年度）

- ・「議事録、起案書の書き方について」
- ・「公的文書（依頼文等）の書き方について」

・「ハラスメント対策研修」

・「SNS リスク対策研修」

\*オンデマンドを活用することで教職員全員が必ず受講

#### ◇エビデンス集資料編

【資料 4-3-1】 SD 研修会資料

【資料 4-3-2】 学校法人桐丘学園 専任事務職員給与に関する内規

【資料 4-3-3】 SD 研修会参加者リスト

#### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化やそれに伴う遠隔授業の実施等、これまでの大学運営の継続だけでは対応できない社会状況に対し適切に対応できるような教職員の資質向上に注力していきたい。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究室は原則、准教授以上の教員に個室を提供し、また、共同実験施設として、理化学実験室、動物実験施設を整備する等、研究環境はすでに整備している。専任教員に対し「研究環境に関する満足度調査」も実施し、必要に応じて、更なる研究環境の向上を目指し適切に整備していく。

##### 4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、研究者としての行動規範をまず「桐生大学・桐生大学短期大学部における研究者の行動規範」に示し、規則として倫理委員会規程、研究活動の不正行為防止等に関する規程、科学研究行動規範委員会規程等を制定し、これを厳正に運用している。

倫理委員会規程については、「人を対象とした研究において、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿った倫理的配慮の下に行われることを目的」とし、対象となる研究の内容を審査している。

研究活動の不正行為防止等に関する規程については、「研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止と、不正行為および不正使用が生じた場合又はその恐れがある場合の措置等」について規定している。

科学研究行動規範委員会規程については、「研究者行動規範に違反する不正行為に対処

し行動規範の遵守を促すための科学研究行動規範委員会の設置及び不正行為に対処するための措置等」について規定している。

研究活動の不正行為防止等に関する規程及び科学研究行動規範委員会規程は、研究不正行為の定義に、従来の特定期不正行為（捏造、改ざん、盗用）に二重投稿及び不適切なオーナーシップについても規定し、改訂した。

また、学内で「研究倫理教育講習会」を行うとともに、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供研究倫理教育 e ラーニングの受講を全教員に義務付け、研究倫理教育を行っている。

#### 4-4-③研究活動への資源の配分

研究費の配分、管理、使用等に関する必要な事項は、教員個人研究費規程、教員個人研究費規程運用内規、特別個人研究費・研究旅費助成実施規程、特別個人研究費・研究旅費助成実施規程細則等において定めている。研究の実施については、倫理委員会、遺伝子組換え実験安全管理委員会、動物実験委員会、紀要委員会を置き、研究倫理に従った研究の支援を行っている。研究推進委員会は、研究活動の促進や成果向上のための企画及び実施を行い、研究を活性化するための支援を行っている。

学長のリーダーシップのもと、研究推進委員会が中心となり令和 2(2020)年度に引き続き、令和 3(2021)年度も「みどりキャンパス学術交流会」を開催し、研究成果の発表の場を提供するとともに、研究を介した教員の交流及び相互理解を深め、個々の教員、そして、桐生大学としての研究の発展の支援を行った。

また、研究支援策として「桐生大学・桐生大学短期大学部個人研究費・研究旅費助成実施規程細則」に日本学術振興会科学研究費申請者を対象とする特別研究費助成の追加募集について規定し、運用を開始した。

#### ◇エビデンス集資料編

【資料 4-4-1】桐生大学・桐生大学短期大学部における研究者の行動規範

【資料 4-4-2】桐生大学 2021 年度研究環境に関する満足度調査

【資料 4-4-3】桐生大学・桐生大学短期大学部 倫理委員会規程

【資料 4-4-4】桐生大学・桐生大学短期大学部 科学研究行動規範委員会規程

【資料 4-4-5】桐生大学・桐生大学短期大学部における研究活動の不正行為防止等に関する規程

【資料 4-4-6】研究倫理教育講習会資料

【資料 4-4-7】桐生大学・桐生大学短期大学部 教員個人研究費規程

【資料 4-4-8】桐生大学・桐生大学短期大学部 教員個人研究費規程運用内規

【資料 4-4-9】桐生大学 遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

【資料 4-4-10】桐生大学 動物実験委員会規程

【資料 4-4-11】桐生大学 紀要投稿規程

【資料 4-4-12】桐生大学・桐生大学短期大学部 研究推進委員会規程

【資料 4-4-13】一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）研究倫理教育 e ラーニング受講者リスト

【資料 4-4-14】 第 2 回みどりキャンパス学術交流会要旨集

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備と適切な運営・管理については、現状の教員研究室、各種実験施設に加え、「研究環境に関する満足度調査」の結果も踏まえ、機器類を中心にその充実に努めていきたい。また、研究時間についても授業時間数を鑑みると研究時間に大幅に食い込むほどではないと考えるが、研究時間が十分に確保できない理由として、授業時間以外の学生指導、委員会活動、事務手続き等があげられているため、教員の確保等改善に向けて検討を行っていく。

研究活動への資源の配分については、科研費等外部資金獲得につながる配分について、特別個人研究費の活用等、さらなる検討を進めていきたい。

研究倫理の正しい理解は、健全な科学の発展につながっている。一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供研究倫理教育 e ラーニングの受講を義務付け、研究倫理教育を始めている。個々の教員の正しい研究倫理の定着を促し、大学全体としての適切な研究の運用を目指す。

大学全体の研究の活性化は、個々の研究を尊重し、理解しあうことが基本となる。「みどりキャンパス学術交流会」をはじめとする研究交流を支援し、相互に理解を深めることより大学全体としての研究の発展を目指したい。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントに関しては、本学の使命・目的の達成のため、適切な体制と運用を構築している。このうち体制面では学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制の構築、大学の意思決定の権限と責任、学長、教授会、教職員等の組織上の位置付け及び役割の明確化を行っている。

教員の配置に関しては、採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しつつ、必要な専任教員を確保し、適切に配置している。職能開発等に関しても、FD、その他教員研修の組織的な実施を行いつつ、適宜その見直しを行っている（職員に関しても職能開発等を行っている）。

研究支援に関しては、快適な研究環境を整備し、有効に活用するとともに研究倫理や研究活動への資源配分に関しても規則を整備し、厳正に運用している。

以上のことから、「基準 4. 教員・職員」を満たしていると自己評価する。



## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-①経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-②使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③環境保全、人権、安全への配慮**

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-①経営の規律と誠実性の維持**

組織倫理に関し、学校法人桐丘学園（以下、「本法人」という。）は、建学の精神に基づき、その使命を達成するために、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、寄附行為に基づく関連規程により事業を適切に行っている。

また、服務規律については、就業規則において明確にし、適切な運営を行っている。

本法人の教育機関としての使命と目的は、桐生大学学則第 1 条において「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」と規定し、適切に運営している。

競争及び利益相反関係については、毎年 3 月の理事会において、理事に現職等の状況を確認し、次年度において該当がある場合には、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けている。

#### **5-1-②使命・目的の実現への継続的努力**

使命・目的を実現するための継続的な努力として本法人では、理事長の補佐機関として大学学長も構成員に入った運営協議会を原則として毎月 1～2 回開催し、また、大学運営に関しては、大学運営評議会を原則として毎月 1 回開催している。

また、本法人では、継続的な努力の一環として、学齢人口減少、競争の激化、学生ニーズの多様化等の学校経営を取り巻く環境の変化に対応するため、第一次中期経営計画（平成 28 年度～令和 2 年度）を策定し、目標達成に向けて尽力してきた。この結果、達成された課題もあったが、引き続き取り組むべき課題や新たな課題も見えてきたため、第二次中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定したところである。

#### **5-1-③環境保全、人権、安全への配慮**

##### **(ア) 環境や人権への配慮**

環境について本法人は、更なる地球温暖化対策への貢献、学生、教職員への環境教育の充実を目的とし、平成 27(2015)年 7 月より太陽光発電事業を行っている。発電した電気は、固定価格買取制度に基づき、電力会社へ 100%売電している。

人権については、本学では桐生大学学則において、医療保健学部の教育研究上の目的と

して、「生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに『幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた』専門職の育成」を謳い、また、倫理委員会規程にて、その審議理念として、「研究等の対象となる個人の人権の擁護」を規定し、ハラスメント防止委員会に関する規程において人権侵害としてのハラスメントを防止する施策を行う等、人権へ配慮している（学校法人としてはハラスメントの防止等に関する規程がある）。

#### (イ) 学内外に対する危機管理の体制整備と適切な機能

法人の危機管理体制整備については、リスク管理規程を制定し、法人において発生する様々なリスクへの事前対策、緊急時対策及び復旧対策に迅速かつ的確に対応するため、法人のリスク管理体制及び対応方法等を定めることにより、本法人の学生・生徒・園児、役員及び教職員の安全確保を図るとともに、危機防止及び法人の損失の最小化を図っている。

大学に関しては、複数の危機管理にかかるマニュアルをひとつにまとめた危機管理マニュアルを整備している。このマニュアルは、予防措置と対応措置に大きく分かれており、それぞれ地震、台風、火災・爆発等、国内・国外における学外実習及び研修中等における傷病・事故発生、夜間・休日における学生問題、漏電、漏水、ガス漏れ、停電、断水等、不審者等の入構の阻止・排除等、あらゆる状況に対応させている。

#### ◇エビデンス集資料編

- 【資料 5-1-1】 学校法人桐丘学園 寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人桐丘学園 就業規則
- 【資料 5-1-3】 桐生大学 学則
- 【資料 5-1-4】 理事会議事録
- 【資料 5-1-5】 学校法人桐丘学園 運営協議会規程
- 【資料 5-1-6】 桐生大学 大学運営評議会規程
- 【資料 5-1-7】 第一次中期経営計画（平成 28 年度～令和 2 年度）
- 【資料 5-1-8】 第二次中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
- 【資料 5-1-9】 桐生大学・桐生大学短期大学部 倫理委員会規程
- 【資料 5-1-10】 太陽光発電事業概要
- 【資料 5-1-11】 桐生大学・短期大学部 ハラスメント防止委員会に関する規程
- 【資料 5-1-12】 学校法人桐丘学園 ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-13】 学校法人桐丘学園 リスク管理規程
- 【資料 5-1-14】 桐生大学 危機管理マニュアル

#### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も法令改正や社会経済情勢等の変化にあわせ、本法人の健全な経営を確保するための努力を継続していきたい。

特に危機管理、ハラスメントに関しては、絶えず見直しを図り、運用も含め、万全の体制を維持、強化していきたい。

### 5-2. 理事会の機能

#### 5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-2. 理事会の機能**

定期理事会は、毎年 5 月、9 月、1 月、3 月に開催している。理事及び監事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状（本法人では意思表示書）は適切である。

理事会には、監事が出席し、法人の業務（経営面だけでなく教学面を含む）、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、不正等があれば対処している。

理事の出席状況（令和 3(2021)年度）

|     |      | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 | 第 4 回 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 理事長 | 関崎亮  | ○     | ○     | ○     | ○     |
| 理事  | 山崎純一 | ○     | ○     | ○     | ○     |
| 理事  | 味戸克之 | ○     | ○     | ○     | ○     |
| 理事  | 高橋昇  | ○     | ○     | ○     | ○     |
| 理事  | 須藤昭男 | ○     | ×     | ×     | ○     |
| 理事  | 高橋清晴 | ○     | ○     | ○     | ○     |

\*○は出席、△は委任状（本法人では意思表示書）による出席、×は欠席

**5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性**

(ア) 使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制の整備と適切な機能

使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制として、理事長の補佐機関として大学学長も構成員に入った運営協議会を原則として毎月 1~2 回開催し、また、大学運営に関しては、大学運営評議会を原則として毎月 1 回開催している。

運営協議会は、理事長、法人事務局長、学長、校長、園長、その他必要と認める教職員によって構成されている。

大学運営評議会は、本学の重要事項を審議するために置かれ、構成員は学長、副学長、学部長、学長が指名する者となっている。

(イ) 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営の適切性

理事の選任は、寄附行為第 6 条及び理事会・評議員会規則第 2 条の規定のとおり行っている。すなわち、現在、桐生大学学長・桐生大学短期大学部学長、桐生第一高等学校長・桐生大学附属中学校長、桐生大学附属幼稚園長、評議員のうちから互選により選任された者、理事の過半数により選任された者が適切に選任されている。

毎年 3 月に開催される評議員会に諮問した上で、理事会で決定される事業計画の確実な執行については、翌年度 5 月に開催される評議員会に諮問した上で、理事会で審議されることで担保している。

以上のように、理事会は適切に運営されている。

◇エビデンス集資料編

【資料 5-2-1】 学校法人桐丘学園 理事会・評議員会規則

【資料 5-2-2】 理事会議事録

【資料 5-2-3】 学校法人桐丘学園 組織図

【資料 5-2-4】 学校法人桐丘学園 運営協議会規程

【資料 5-2-5】 桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 5-2-6】 学校法人桐丘学園 理事会業務委任規則

【資料 5-2-7】 学校法人桐丘学園 寄附行為

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等、昨今の法人経営をめぐる厳しい社会経済情勢等に的確に対応しつつ、安定した運営を行っていくためには、本法人の管理運営機能の一層の充実を図ることが必要であり、そのためには本法人の業務についての決定権限を有する理事の機能の強化が不可欠であると認識している。

このため具体的改善方策として、理事会の役割の明確化、理事の権限の明確化、理事構成の多様化等について速やかに検討に入りたい。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

(ア) 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況

監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は、下表のとおり適切である。

監事の理事会への出席状況（令和 3(2021)年度）

|    |      | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 | 第 4 回 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|
| 監事 | 疋田博之 | ○     | ○     | ○     | ○     |
| 監事 | 前原勝  | ○     | ○     | ×     | ○     |

\*○は出席、×は欠席

監事の評議員会への出席状況（令和 3(2021)年度）

|    |      | 第 1 回 | 第 2 回 | 第 3 回 | 第 4 回 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|
| 監事 | 疋田博之 | ○     | ○     | ○     | ○     |

|    |     |   |   |   |   |
|----|-----|---|---|---|---|
| 監事 | 前原勝 | ○ | ○ | × | ○ |
|----|-----|---|---|---|---|

\*○は出席、×は欠席

(イ) 監事の理事会及び評議員会などでの学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況についての意見

監事は理事会や評議員会等に出席する等、適切に学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況についてチェックし、必要に応じ意見を述べている。

(ウ) 評議員の評議員会への出席状況

評議員の評議員会への出席状況は、下表のとおり適切である。

評議員の評議員会への出席状況（令和3(2021)年度）

|     |       | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 評議員 | 山科章   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 福田享   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 小山成代  | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 関子田英佐 | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 関崎亮   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 山崎純一  | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 味戸克之  | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 高橋清晴  | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 須藤昭男  | ○   | ×   | ×   | ○   |
| 評議員 | 石原条   | △   | ○   | △   | ○   |
| 評議員 | 高橋昇   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 榮昭博   | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 評議員 | 下平克宏  | ×   | △   | ×   | ○   |
| 評議員 | 手島仁   | ○   | ○   | ○   | ○   |

\*○は出席、△は委任状（本法人では意思表示書）による出席、×は欠席

### 5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

(ア) 意思決定における法人及び大学の各管理運営機関の適切な意思疎通と連携

意思決定における法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携は、業務の円滑な運営を目的として、理事長の補佐・諮問機関として大学学長等、大学側も構成員に入った運営協議会が適切に行っている（原則として毎月1～2回開催）。これにより、法人と大学との間のコミュニケーションを図っている。

また、理事長、法人事務局長、内部監査室長、学長、副学長の定例ミーティングを毎月1回開催し、学長・副学長から大学内の状況、教職員の要望等が報告される等、適切な意思疎通と連携を図っている。

(イ) 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境の整備

理事長の補佐・諮問機関として大学学長等、大学側も構成員に入った運営協議会では、

構成員の1人である学長から報告を行い、大学における諸施策と本学の使命・目的との整合性や、当該施策の経営面から見た妥当性等が審議される仕組みとなっており、運営協議会の招集者である理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

(ウ) 教職員の提案などをくみ上げる仕組みの整備

教職員の提案をくみ上げる仕組みは、学長を含む教職員全員が参加する全教職員会を開催し、十分に担保している。

この会議では教職員から自由闊達な意見が出される等、十分なコミュニケーションの機会が設けられている。

### 5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(ア) 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制の整備と適切な機能

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制は、法人側については理事長の補佐・諮問機関として大学学長等、大学側も構成員に入った運営協議会が適切に行っている（原則として毎月1～2回開催）。

一方、大学側に関しては、学長、副学長、学部長、学長が指名する者が構成員となっている原則として毎月1回開催している大学運営評議会が、理事たる学長が構成員となっていることで相互チェック体制を担保している。

(イ) 監事の選任の適切性

本法人の現在の監事数は寄附行為第5条の定める2人以上を満たしており、現監事2名は寄附行為第7条の規定、理事会・評議員会規則に則り、平成30(2018)年5月に理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

(ウ) 評議員の選任及び評議員会の運営の適切性

評議員の選任は、寄附行為、理事会・評議員会規則に基づき適切になされ、令和3(2021)年5月1日現在の評議員数14名は寄附行為第20条の定める定数(13人以上19人以内)を満たしている。

運営についても、寄附行為、理事会・評議員会規則に基づき、法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴している。

### ◇エビデンス集資料編

【資料 5-3-1】 学校法人桐丘学園 運営協議会規程

【資料 5-3-2】 桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 5-3-3】 運営協議会議事録

【資料 5-3-4】 大学運営評議会議事録

【資料 5-3-5】 監査報告書

【資料 5-3-6】 学校法人桐丘学園 監事監査規則

【資料 5-3-7】 全教職員会議事録

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

運営協議会の適切な運営により、法人と大学のコミュニケーションの機会は十分に確保

され、また、監事、評議員会によるチェック機能も有効に機能していると思料するが、これまで以上に法人と大学による情報共有や意見交換を重ね、学生募集や財政等の重要課題の解決に向け努力していきたい。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、第一次中期経営計画（平成 28 年度～令和 2 年度）、第二次中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定する等、中長期的な計画に基づく財務運営を行っている。

本法人の特徴としては、大学単体ではなく短期大学部や高等学校も含めた法人全体の財務運営をより強く意識し、主に単年度毎に経営実態を厳正に分析・検討を行いつつ予算策定及び執行管理を行う事で、中期経営計画に沿った財務運営を行っている。

第二次中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）では、これまで以上に経年的な投資・修繕計画等を入れた計画としており、より一層経営基盤の安定化を図っていく。

##### 5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (ア) 安定した財務基盤の確立

学校法人を取り巻く経営環境は少子化の影響により大変厳しいものとなっており、このような環境の中で永続的に発展するためには経営実態を厳正に分析・検討を行い経営基盤の安定化を図ることが不可欠である。

そのため、本学は予算制度を導入して、学生生徒等納付金、補助金等の事業活動収入の変動にも対応できる体制を構築し、毎年度、各部門から提出された活動計画書と予算申請書を基にして管理運営を図っている。予算制度自体は単年度収支を前提としているが、各部門から提出された活動計画書は、中長期的な視点に立ったものになっている。

今後も教育機関として質の高い教育の実施や学校環境の充実及び快適化を推進するため、安定した収入の確保や経費の削減、見直しを図るとともに中期経営計画の進捗チェックや環境変化に対応した見直しサイクルを構築していく方針である。

###### (イ) 使命・目的及び教育目的の達成のための収入と支出のバランスの確保

「経営状況はどうか」の視点から、プラスが大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながる事業活動収支差額比率は、全国平均（令和 2(2020)年度大学法人）の 5.2%に対して本法人は 12.8%であり、健全であると判断している。

学校の最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると収支悪化の要因となる人件費比率は、全国平均（令和 2(2020)年度大学法人）の 51.8%に対して本法人は 55.0%

あり、適正水準内と判断できる。

事業活動収入のなかで最大の割合を占めている重要な自己財源であることから、この比率が安定的に推移することが望ましい学生生徒等納付金比率は、本法人は 67.1%（平成 29(2017)年度）→66.4%（平成 30(2018)年度）→63.4%（令和元(2019)年度）→63.8%（令和 2(2020)年度）→64.9%（令和 3(2021)年度）と安定的に推移しており、望ましい状況にある。

経常的な収支バランスを示し、その比率のプラスが大きいほど経常的な収支が安定していることを示す経常収支差額比率は、全国平均（令和 2(2020)年度大学法人）の 4.6%に対して本法人は 12.1%であり、健全である。

比率が高いほど運用資産の蓄積が良好であり、1.0 を超えている場合は、1 年間の学校法人の経常的な支出を賄えるだけの資金を保有していることを示す運用資産余裕比率は、全国平均（令和 2(2020)年度大学法人）の 2.0 年に対して本法人は 1.9 年であり、良好である。

また、本法人では当年度の収支均衡を見るための指標である「基本金組入前収支差額」について、継続的にプラスの数字を維持しており、バランスを担保していると判断している。

(ウ) 使命・目的及び教育目的の達成のための外部資金の導入の努力

外部資金の獲得については、令和 3(2021)年度は科研費で新規と継続を合わせて 7 件、3,889,660 円を獲得した。今後はこれまで以上の努力を重ねていきたい。

#### ◇エビデンス集資料編

- 【資料 5-4-1】 学校法人桐丘学園 令和 4 年度 事業計画書
- 【資料 5-4-2】 第一次中期経営計画（平成 28 年度～令和 2 年度）
- 【資料 5-4-3】 第二次中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度）
- 【資料 5-4-4】 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）
- 【資料 5-4-5】 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）
- 【資料 5-4-6】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）
- 【資料 5-4-7】 活動区分資金収支計算書関係比率（法人全体）
- 【資料 5-4-8】 計算書類（過去 5 年間）
- 【資料 5-4-9】 令和 4 年度収支補正予算書
- 【資料 5-4-10】 財産目録
- 【資料 5-4-11】 要積立額に対する金融資産の状況（過去 5 年間）
- 【資料 5-4-12】 外部資金の獲得実績

#### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も 18 歳人口の更なる減少や社会情勢の変化は続いていくが、法人全体の収支を保つために入学者数の定員確保を優先事項として、財務からも財務状況に関しての情報発信を行い、安定した経営基盤を確保したいと考えている。

また、有価証券等への投資に関しても安全性を担保しながら経年的な計画に基づき実行し、収入増加に努めていきたいと考えている。



## 5-5. 会計

### 5-5-①会計処理の適正な実施

### 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 5-5. 会計

### 5-5-①会計処理の適正な実施

本法人では、学校法人会計基準や経理に関する規則等に基づいて会計処理を適正に行っている。経理に関する規則としては、監事監査規則、公認会計士監査規則、内部監査規程、経理規程、固定資産および物品管理規程等がある。

また、文部科学省や日本私立学校振興共済事業団等が主催する研修会・説明会等に出席することにより、内容の再確認・変更点の把握に努めている。

### 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人の財産の状況の監査、業務執行状況の監査等、監事の職務を行えるよう、文部科学省主催の学校法人監事研修会への出席による専門性の向上を行っており、理事会に出席して業務の全般を監査し公認会計士とも連絡を取り合いながら職務を執行している。

また、監事の下部機関として内部監査室を設置し、監事の職務を支援するために学校法人業務の管理・財務・教務に関し内部監査室において適切に執行されているか調査し報告することとしている。

規則に関しては、監事監査規則、公認会計士監査規則、内部監査規程等を整備している。

## ◇エビデンス集資料編

【資料 5-5-1】 監査報告書

【資料 5-5-2】 理事会議事録

【資料 5-5-3】 評議員会議事録

【資料 5-5-4】 学校法人桐丘学園 監事監査規則

【資料 5-5-5】 学校法人桐丘学園 公認会計士監査規則

【資料 5-5-6】 学校法人桐丘学園 内部監査規程

【資料 5-5-7】 令和 3 年度内部監査報告書

【資料 5-5-8】 学校法人桐丘学園 経理規程

【資料 5-5-9】 学校法人桐丘学園 固定資産および物品管理規程

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理は学校法人会計基準と本法人の規程に基づき今後も適正な処理を実施していくとともに、担当職員の研修会への積極的な参加により会計基準について理解を深めていく。

また、内部監査室・監事・公認会計士との連携を図りながら、今後も適正な監査体制及び会計処理を継続して行うこととしたい。

予算については、これまでどおり5月開催の理事会で各校の在籍者数により補正を組み、会計ソフトを活用し予算執行状況を迅速に把握し予算と実績に乖離が生じる科目については補正予算を計上することとしたい。

**【基準5の自己評価】**

学校法人の根本規則である寄附行為や私学に関する法律である私立学校法、学校教育法等に則り、理事会・評議員会を定期的開催しており、これらに監事も出席している。あわせて、本法人の設置する所属長で構成している運営協議会等により、法人運営及び法人全体での情報共有による運営の円滑化を行っている。

会計処理については、学校法人会計基準及び学内規程に則り適正に処理を行ない、内部監査室と監事、監事と公認会計士で連携を図り監査をより充実したものにしている。

以上のことから、「基準5. 経営・管理と財務」を満たしていると自己評価する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (ア) 内部質保証に関する全学的な方針の明示

本学では以下のとおり、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。

#### 内部質保証の方針

桐生大学は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

##### 1. 基本的な考え方

本学は、その理念・目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るべく、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともにその結果を公表し、常に改善に努める。

さらに、内部質保証についての組織内の理解を促し、組織文化として定着を図る。

##### 2. 組織体制及び PDCA サイクルの運用プロセス

(1)自己点検評価委員会は、毎年度自己点検・評価を行い、所定の報告書を作成し、全学における内部質保証を推進するために組織する内部質保証推進会議へ報告する。

(2)内部質保証推進会議は、自己点検・評価結果の検証を行い、学長に報告する。

(3)学長は改善に向けた方針を示すとともに、自己点検・評価結果と併せて理事会に報告する。

(4)理事長は理事会の前にあらかじめ評議員会に意見を聞き、理事会に対し必要に応じ意見具申等を行う。

(5)理事会はこれを受けて学長に対し改善に向けた方針を示し、さらに学長も内部質保証推進会議に対し改善に向けた方針を示す。

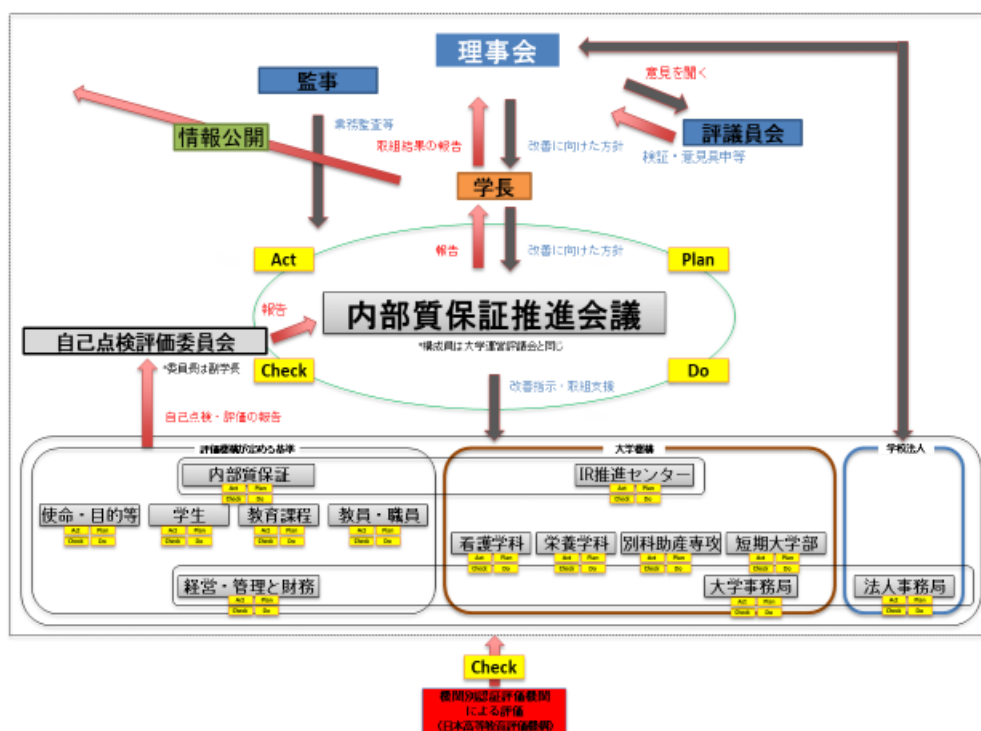
(6)これを受けて内部質保証推進会議は、該当各部門に対し改善指示・取組支援を行う。

##### (イ) 内部質保証のための恒常的な組織体制の整備

本学・本法人では下図のとおり、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。

具体的には、日本高等教育評価機構が定める基準に沿った自己点検・評価を自己点検評価委員会に報告し、チェックののち内部質保証推進会議、理事会、監事等にもチェックされる仕組みを整備している。

桐生大学  
内部質保証体制図



(ウ) 内部質保証のための責任体制の明確化

最高責任者は理事長であり、上図のとおり、監事、評議員会、学長、法人事務局、内部質保証推進会議、自己点検評価委員会、IR 推進センター等が機能別に役割・責任を担っている。

◇エビデンス集資料編

- 【資料 6-1-1】 内部質保証の方針
- 【資料 6-1-2】 内部質保証体制図
- 【資料 6-1-3】 内部質保証推進会議議事録
- 【資料 6-1-4】 自己点検評価委員会議事録
- 【資料 6-1-5】 理事会議事録
- 【資料 6-1-6】 評議員会議事録
- 【資料 6-1-7】 桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本法人・本学において内部質保証に関する全学的な方針が制定されたのは比較的新しく、まずは、運用の定着に全力を挙げたい。そのうえで今後、改善すべきところは改善し、さらなる向上につなげたい。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

## 6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

## 6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

## (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

## (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

## 6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

## (ア) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の方法

教育・研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、自己点検評価委員会規程に基づき自己点検評価委員会を設置している。

自己点検・評価の趣旨は、大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点等、自己評価を行うことにある。

このため、学生の学修状況については教務委員会と FD 委員会による通常の成績評価や授業評価アンケートの分析、就職状況については学生支援センターと担任が連携を密に取り合い把握している。学生の意識調査については学生委員会による学生生活実態調査、卒業時の満足度調査については卒業時アンケート、就職先の企業アンケートについては IR 推進センターと学生支援センターによる卒業生・就職先アンケートを実施し、調査結果をみて、改善点を洗い出し、さらに大学の各種計画に役立てている。

## アンケート・調査一覧

| アンケート・調査名 | 目的・内容   | 担当部署       |
|-----------|---|------------|
| 学習行動等実態調査 | 学生の学修時間、実態等の調査                                  | 教務・学生課 教務係 |
| 卒業時アンケート  | 4年間の学生生活の満足度の調査                                 | 教務・学生課 学生係 |
| 授業評価アンケート | 授業の評価を受け、教育、指導方法等の改善                            | 教務・学生課 教務係 |
| 学生生活実態調査  | 学生の生活実態を把握し、今後の学生のための厚生施策の充実及び教育研究環境の改善、サービスの向上 | 学生委員会      |
| 研究環境満足度調査 | 研究活動の活性化  | 研究推進委員会    |
| 新入生アンケート  | 広報活動  | 入試広報課      |
| 就職先アンケート  | 大学での学習成果の状況の把握                                  | 学生支援センター   |
| 卒業生アンケート  | 桐生大学の教育に対する満足度                                  | 学生支援センター   |

## テスト名称

| アンケート・調査名    | 目的・内容   | 担当部署     |
|--------------|---------|----------|
| リーディングスキルテスト | 読解力のテスト | 教育推進センター |

|                      |                             |        |
|----------------------|-----------------------------|--------|
| 入学前課題発見テスト (プレテスト)   | 大学入学前の学力の把握                 | 入試広報課  |
| プレースメントテスト (アフターテスト) | 入学前教育での学びの成果把握、入学生の現状の学力の把握 | 入試広報課  |
| レディネステスト (別科助産専攻対象)  | 入学時での母性領域における基礎知識・学力の把握     | 別科助産専攻 |

(イ) エビデンスに基づく、自己点検・評価の定期的な実施

自己点検・評価の前提としては、エビデンスに基づいて事実関係等の確定がきちんとなされ、その下での適切な評価がなされることが必要である。この事実関係等を確実に把握するためには、あらかじめ必要となる調査評価項目について確実な調査に基づく必要かつ十分な資料を収集することが必要であるとともに、その収集されたデータを的確に分析することも不可欠である。

本学ではそのための体制を大学管理運営上のシステムとして確立し、収集される資料を調査分析できる体制を整備している。

これに基づき自己点検・評価を、自己点検評価委員会を中心に定期的に行っている。

(ウ) 自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表

自己点検・評価の結果は、自己点検評価書や自己点検評価委員会議事録を全教職員が閲覧できる共有フォルダに保存する等、学内で共有している。

また自己点検評価書は、大学ホームページにも掲載し公表している。

**6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

本学では IR 推進センターを整備し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

IR 推進センターの業務は、次のとおりである。

- |  |
|--|
| <p>(1) 大学評価に資する基礎情報の調査、収集及び分析に関すること</p> <p>(2) 教育、研究、社会貢献、管理運営等の活動状況の分析及び評価に関すること</p> <p>(3) 教育、研究、社会貢献活動の将来の強化分野の分析に関すること</p> <p>(4) 教育、研究の情報化に関すること</p> <p>(5) その他、IR に関すること</p> |
|--|

なお、本学は小規模な大学のため専従の職員を IR 部門に充てることはできないが、関係教職員が連携して実効性のある業務を行っている。

**◇エビデンス集資料編**

【資料 6-2-1】 桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価委員会規程

【資料 6-2-2】 自己点検評価委員会議事録

【資料 6-2-3】 桐生大学 HP (情報公開のページ)

【資料 6-2-4】 学校法人桐丘学園 組織機能規程

【資料 6-2-5】 IR 推進センター会議議事録

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学規模（収容定員 566 名）の教職員では自己点検・評価に携わる人数にはおのずと限界がある。このため、その実施と結果の共有、調査・データの収集と分析等を IR 推進センターが中心となってより一層効率的なものに改善していきたい。

**6-3. 内部質保証の機能性**

**6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-3. 内部質保証の機能性**

**6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

(ア)三つのポリシーを起点とした内部質保証の実施とその結果の教育の改善・向上への反映

本学・本法人では、教育課程を含む日本高等教育評価機構が定める基準に沿った自己点検・評価を自己点検評価委員会に報告し、チェックののち、内部質保証推進会議、理事会、監事等にもチェックされる仕組みを整備し内部質保証を担保している。

(イ)自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みの機能性

中長期的な計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みについては、日本高等教育評価機構が定める基準では、主に「経営・管理と財務」と「内部質保証」が相当するが、本学では、自己点検評価委員会がこの報告を受け、チェックしたのち、内部質保証推進会議、理事会、監事等にもチェックされる仕組みを整備し内部質保証を担保している。

**◇エビデンス集資料編**

【資料 6-3-1】 桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価委員会規程

【資料 6-3-2】 内部質保証の方針

【資料 6-3-3】 内部質保証体制図

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は 1 学部 2 学科と小規模であるため大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立は比較的容易である一方で専従の職員を充てることができないため、その機能性を担保するための工夫を重ねていきたい。

**【基準 6 の自己評価】**

内部質保証の組織体制に関しては、全学的な方針を明示し、責任体制が明確で恒常的な組織体制を整備している。

内部質保証のための自己点検・評価に関しては、内部質保証推進会議や自己点検評価委員会を実質的な核とし、エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的の実施しその結果を学内で共有し、社会へ公表している。

内部質保証の機能性に関しては、IR 推進センターを整備し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

以上のことから、「基準 6. 内部質保証」を満たしていると自己評価する。



#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域との連携

##### A-1. 建学の精神に基づいた地域との連携活動

##### A-1-①建学の精神と地域との連携の整合性

##### A-1-②地域との連携の学内体制

##### A-1-③地域との連携の実施

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1. 建学の精神に基づいた地域との連携活動

##### A-1-①建学の精神と地域との連携の整合性

本学は、明治 34(1901)年に桐生裁縫専門女学館として創立して以来の伝統である、「実学実践」、「悦己悦人」と「人と環境」への姿勢という教育的風土のうえに、建学の精神を「社会に出て役立つ人間の育成」、教育（基本）理念を「高い教養と確かな技術の修得をめざした『実学実践』による幅広い職業人の育成」としている。

こうした建学の精神を本学では使命・目的及び教育目的として、「地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする（桐生大学学則第 1 条）」と具体的に明文化している。

このことから地域との連携は、本学・本法人の根幹をなし整合性を有するものと考え、建学以来一貫して、地域との連携を推進し、社会活動への参加、市民とのふれあい・交流を促進し、地域に根ざした基盤を築いてきた。

##### A-1-②地域との連携の学内体制

地域との連携の学内組織については、平成 20(2008)年 4 月 1 日、桐生大学創立と同時に「地域貢献センター」を設置し、教職員協働で活動している（平成 21(2009)年 4 月 1 日、「地域連携センター」に改称）。

##### A-1-③地域との連携の実施

本学は立地・隣接する群馬県みどり市と桐生市との間でそれぞれ包括連携協定を締結し、地域とのコミュニケーションを大切にし、地域発展に貢献している。本学の地域との連携は、原則としてこの地元自治体との協定を基に以下のとおり実施している。

###### ▶ みどり市健康講座の開催

市民の関心の高い健康課題、生活習慣病予防や健康増進につながるテーマの講座を、本学を主な会場として、本学教員や学生、行政関係者等が講師として開講している。市民及

び地域で健康支援に携わる団体（母子保健推進員・食生活改善推進員）を対象とし、多くの市民が参加できるような内容にと工夫している（令和 3(2021)年度は、令和 2(2020)年度に作成した高血圧に関する動画を新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化のため、市のホームページ上に動画を掲載して実施した）。

- みどり市事業への桐生大学学生の協力
  - ① 学校支援ボランティア活動事業
  - ② みどり市笠懸地区産業祭への桐生大学学生の参加
  - ③ みどり市消費生活センターによる大学生への消費生活に関する啓発
  - ④ マスコットキャラクター「みどモス」を活用したみどり市の PR
  - ⑤ みどり市選挙管理委員会による学生への選挙啓発
  - ⑥ 桐生・みどり未来創生会議への桐生大学生の委員就任
- 「災害時における協力体制に関する基本協定」による災害時の避難所・人的支援等「災害時における協力体制に関する基本協定」に基づく協力

【協力内容】

- ① 避難所として大学施設の提供
- ② 応急救護所としての大学施設の提供
- ③ 備蓄物資の提供
- ④ みどり市から指定された被災場所及び避難所への職員及び学生ボランティアの派遣
- ⑤ その他協議による必要事項
- みどり市の各委員会等へ委員として桐生大学教職員の協力
  - ① みどり市男女共同参画審議会
  - ② みどり市環境審議会
  - ③ みどり市ブランド創出プロジェクト委員会
  - ④ みどり市介護保険事業推進懇談会
  - ⑤ みどり市こども・子育て会議
  - ⑥ みどり市健康づくり推進協議会
- ⑦ みどり市認知症初期集中支援チーム検討委員会
  - ⑧ みどり市による教育への取り組みに関する点検・評価
  - ⑨ 新たなみどり市温泉施設を整備するための調査審議
  - ⑩ 新たな発電設備設置の申請における審議
  - ⑪ みどり市民・教職員・学生の作品展示交流
  - ⑫ みどり市障がい者地域支援協議会
  - ⑬ みどり市総合計画審議会への大学からの委員就任による審議
- 大学祭におけるみどり市産野菜の無料配布  
（令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症により規模を縮小して実施）
- 副学長による地元紙「桐生タイムス」の健康情報（人生 100 年時代の健康管理）の連載
- 大学図書館、売店、レストランの市民利用  
（令和 3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症のため、学内のみ利用）

## エビデンス集資料編

【資料 A-1-1】 桐生大学 学則

【資料 A-1-2】 学校法人桐丘学園 組織機能規程

【資料 A-1-3】 桐生大学・みどり市連携協力事業 令和 2 年度事業実績及び令和 3 年度事業進捗状況一覧

【資料 A-1-4】 桐生大学・みどり市地域連絡協議会会議録

【資料 A-1-5】 桐生タイムス連載記事

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化に伴う工夫が必要となる。

これまでの運営の継続だけでは対応できない状況に対し適切に対応できるよう、例えばオンラインを活用した連携等に注力していきたい。

### 【基準 A の自己評価】

地域との連携の学内体制に関しては、建学の精神に則して大学創立と同時に「地域貢献センター」を設置し、教職員協働で活発に活動している（平成 21(2009)年 4 月 1 日、「地域連携センター」に改称）。

地域との連携の実施に関しても、教職員協働で活発に活動してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化に伴い大幅に制限されている。今後は工夫を重ねながら、例えばオンラインを活用した連携等に注力していきたい。

以上のことから、「基準 A. 地域との連携」を満たしていると自己評価する。

## V. 特記事項

### 1. 助産師教育と看護師教育

助産師の業務の中には、看護業務が内在していることから助産師教育は基本的には看護師の基礎教育をベースにして、その上に積み重ねていくべきである。このため、指定規則等でも助産師教育は看護師教育の上に積み上げられるものとして位置づけられている。

本学では看護学校・養成所を卒業している者、または卒業見込みの者を対象とした助産師の資格取得をめざす1年制の別科を設けている。

この別科では、医療現場での実習を中心に、分娩介助や妊産婦対象の保健指導、育児指導、また思春期や更年期の女性に対するサポート等、母子保健全般にわたるケア能力を身につける教育を行っているが、特徴としては学部との連携を重視している。特に学部の母性看護学領域と連携を重視して教育に当たっており、同キャンパス内にあることから、年々内部進学希望者が増加している。

学部の中で助産師課程を選択する学生は、助産師教育が過密になるばかりでなく、看護師教育も圧迫される、履修希望者が多いにもかかわらず履修できる者が制限されること等が課題であり、その点では別科にメリットはある。

他方、今後は助産師課程を再編し、学部（4年間）で教育できないか検討を進めた。

この理由は、学生・社会の要望が大きいためである。近年、助産師教育の一部が大学院や専攻科にシフトする一方で、引き続き学部の4年間で教育してほしいという声も年々強まっている。本学が位置する北関東では、学部で助産師国家試験受験資格を取得できる大学がいくつかあるが、どこも学部の助産師課程の枠が履修希望者に比べ非常に少なく、学生・社会の要請に応えきれないと聞く。

本学の現在の別科助産師課程でも、「経済的な理由等で学部の4年間で助産師国家試験受験資格を取得したかった」という意見がある。

本学はこうした学生・社会の切実な要請に対し、看護学科の定員増及び学部教育での助産師学校新規指定の改組によって応えていきたい。

### 2. 栄養学科の国家試験対策

栄養学科4年生のほぼ全員が受験する管理栄養士国家試験においては、学科が一体となって、きめ細やかな対策を行うことで全国平均レベルの合格率を維持してきている。

具体的には、学科長をトップに、教授、准教授、学科主任、4年生の担任・副担任が主な方針を決定し、栄養学科教員へ伝達する等、栄養学科全体で指導体制を組織している。同時に、助教以上の教員も少人数（3-5名）国試対策ゼミを担当するとともに、学習面のみならず心と体のサポートを行っている。また、模擬試験の結果（直近3回の平均）に基づき学生の習熟度別のクラス分けを行い、学生の状況に応じた指導方法をとっている。

なお、栄養学科でもPDCAサイクルを強く意識しており、教授会、学科会議、国家試験にかかる会議等を通して、学科全体で情報共有をするとともに、模擬試験結果の分析を踏まえた指導方針等を随時決定することでさらなる国家試験対策の強化につなげている。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明  | 該当<br>基準項目        |
|---------|----------|--|-------------------|
| 第 83 条  | ○        | 桐生大学学則第 1 条に大学の目的及び使命を定めている。   | 1-1               |
| 第 85 条  | ○        | 桐生大学学則第 5 条に教育研究上の基本組織を定めている。  | 1-2               |
| 第 87 条  | ○        | 桐生大学学則第 15 条に修業年限を定めている。   | 3-1               |
| 第 88 条  | ○        | 桐生大学学則第 22 条に編入学を定めている。  | 3-1               |
| 第 89 条  | —        | 該当しない。   | 3-1               |
| 第 90 条  | ○        | 桐生大学学則第 17 条に入学資格を定めている。   | 2-1               |
| 第 92 条  | ○        | 桐生大学学則第 8 条に教職員組織を定めている。   | 3-2<br>4-1<br>4-2 |
| 第 93 条  | ○        | 桐生大学学則第 10 条に教授会を置くことを定めている。<br>教授会規程第 3 条に学長が決定を行うにあたり、審議して、意見を述べる事項を定めている。 | 4-1               |
| 第 104 条 | ○        | 桐生大学学則第 39 条に学位の授与について定めている。   | 3-1               |
| 第 105 条 | —        | 該当しない。   | 3-1               |
| 第 108 条 | ○        | 桐生大学短期大学部学則第 2 条に定めている。  | 2-1               |
| 第 109 条 | ○        | 桐生大学学則第 2 条に自己点検・自己評価について定めている。  | 6-2               |
| 第 113 条 | ○        | 桐生大学学則第 3 条に情報の公開について定めている。  | 3-2               |
| 第 114 条 | ○        | 桐生大学学則第 8 条に定めている。   | 4-1<br>4-3        |
| 第 122 条 | —        | 該当しない。   | 2-1               |
| 第 132 条 | ○        | 桐生大学学則第 22 条に編入学に関する出願資格を定めている。  | 2-1               |

## 学校教育法施行規則

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明  | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|--|------------|
| 第 4 条 | ○        | 桐生大学学則に以下を定めている。<br>一 第 15 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条<br>二 第 5 条<br>三 第 31 条、第 35 条<br>四 第 36 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条<br>五 第 5 条、第 8 条<br>六 第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 29 条、第 28 条、<br>第 25 条、第 38 条<br>七 第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 60 条、 | 3-1<br>3-2 |

桐生大学

|                 |   |  |                                 |
|-----------------|---|--|---------------------------------|
|                 |   | 第 61 条、第 62 条<br>八 第 63 条、第 64 条<br>九 該当しない。     |                                 |
| 第 24 条          | — | 該当しない。   | 3-2                             |
| 第 26 条<br>第 5 項 | × | 手続きについては定めていない。                                  | 4-1                             |
| 第 28 条          | ○ | 学校法人桐丘学園文書取扱規程第 26 条に文書の保存、第 25 条に文書の保存期間を定めている。 | 3-2                             |
| 第 143 条         | ○ | 各種委員会等の規程類を制定している。                               | 4-1                             |
| 第 146 条         | ○ | 桐生大学学則第 33 条に入学前の既修得単位の認定について定めている。              | 3-1                             |
| 第 147 条         | — | 該当しない。   | 3-1                             |
| 第 148 条         | — | 該当しない。   | 3-1                             |
| 第 149 条         | — | 該当しない。   | 3-1                             |
| 第 150 条         | ○ | 桐生大学学則第 17 条に入学資格を定めている。                         | 2-1                             |
| 第 151 条         | — | 該当しない。   | 2-1                             |
| 第 152 条         | — | 該当しない。   | 2-1                             |
| 第 153 条         | — | 該当しない。   | 2-1                             |
| 第 154 条         | — | 該当しない。   | 2-1                             |
| 第 161 条         | ○ | 桐生大学学則第 22 条に編入学等の取扱いについて定めている。                  | 2-1                             |
| 第 162 条         | — | 該当しない。   | 2-1                             |
| 第 163 条         | ○ | 桐生大学学則第 12 条に学年の始期及び終期について定めている。                 | 3-2                             |
| 第 163 条の 2      | ○ | 科目等履修生に対しては科目等履修生規程第 10 条に単位取得の証明書について定めている。     | 3-1                             |
| 第 164 条         | — | 該当しない。   | 3-1                             |
| 第 165 条の 2      | ○ | ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学科ごとに定めている。  | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>6-3 |
| 第 166 条         | ○ | 桐生大学学則第 2 条及び自己点検評価委員会規程に定めている。                  | 6-2                             |
| 第 172 条の 2      | ○ | 桐生大学学則第 3 条に情報公開について定めている。また、ホームページに公開している。      | 1-2<br>2-1<br>3-1<br>3-2<br>5-1 |
| 第 173 条         | ○ | 桐生大学学則第 39 条に学位の授与について定めている。                     | 3-1                             |
| 第 178 条         | — | 該当しない。   | 2-1                             |
| 第 186 条         | ○ | 桐生大学学則第 22 条に編入学等の取扱いについて定めている。                  | 2-1                             |

桐生大学

大学設置基準

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明  | 該当<br>基準項目        |
|--------|----------|--|-------------------|
| 第1条    | ○        | 本学は、大学設置基準の規定に基づき、大学設置基準を必要最低基準と確認し、その水準の向上に努めている。                             | 6-2<br>6-3        |
| 第2条    | ○        | 桐生大学学則第5条で教育研究上の目的を学科ごとに定めている。   | 1-1<br>1-2        |
| 第2条の2  | ○        | 入学試験は、桐生大学学則第19条及び入学者選抜規程に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。                    | 2-1               |
| 第2条の3  | ○        | 桐生大学学則第8条、学校法人桐丘学園組織機能規程第2節で事務組織を定め、事務職員と教員の連携体制を確保し、また協働して、組織的かつ効果的な運営を図っている。 | 2-2               |
| 第3条    | ○        | 桐生大学学則第5条第1項で、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が適当である学部を設置している。                      | 1-2               |
| 第4条    | ○        | 桐生大学学則第5条第2項で、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えた学科を設置している。                             | 1-2               |
| 第5条    | —        | 該当しない。   | 1-2               |
| 第6条    | ○        | 桐生大学学則第7条で附属施設等について規定している。   | 1-2<br>3-2<br>4-2 |
| 第7条    | ○        | 桐生大学学則第8条、学校法人桐丘学園組織機能規程第2節で教職員組織を規定している。                                      | 3-2<br>4-2        |
| 第10条   | ○        | 学部学科の専門科目の必修科目は、主に専任の教授または准教授が担当している。<br>また、演習科目等では、専任助手等が補助している。              | 3-2<br>4-2        |
| 第10条の2 | —        | 該当しない。   | 3-2               |
| 第11条   | —        | 該当しない。   | 3-2<br>4-2        |
| 第12条   | ○        | 本学の専任教員はすべての教員が本学のための専任教員である。  | 3-2<br>4-2        |
| 第13条   | ○        | 専任教員数は、大学設置基準を満たしている。  | 3-2<br>4-2        |
| 第13条の2 | ○        | 学長選考規程に基づき、大学設置基準で定めている人格が高潔で、学識が優れている学長が就任している。                               | 4-1               |
| 第14条   | ○        | 教員の資格審査運営規則、教員の資格基準、教員資格基準審査の内規に教授の選考基準を定めている。                                 | 3-2<br>4-2        |
| 第15条   | ○        | 教員の資格審査運営規則、教員の資格基準、教員資格基準審査の内規に准教授の選考基準を定めている。                                | 3-2<br>4-2        |

桐生大学

|           |   |   |                   |
|-----------|---|---|-------------------|
| 第 16 条    | ○ | 教員の資格審査運営規則、教員の資格基準、教員資格基準審査の内規に講師の選考基準を定めている。  | 3-2<br>4-2        |
| 第 16 条の 2 | ○ | 教員の資格審査運営規則、教員の資格基準、教員資格基準審査の内規に助教の選考基準を定めている。  | 3-2<br>4-2        |
| 第 17 条    | ○ | 教員の資格審査運営規則、教員の資格基準、教員資格基準審査の内規に助手の選考基準を定めている。  | 3-2<br>4-2        |
| 第 18 条    | ○ | 桐生大学学則第 5 条に収容定員を定めている。   | 2-1               |
| 第 19 条    | ○ | 教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目を自ら開設するとともに、体系的に編成している。また、基礎科目と専門科目を有機的・補完的に適切に開設している。                                     | 3-2               |
| 第 19 条の 2 | — | 該当しない。  | 3-2               |
| 第 20 条    | ○ | 桐生大学学則第 31 条で授業科目を定め、別表により明記している。   | 3-2               |
| 第 21 条    | ○ | 桐生大学学則第 34 条で各授業科目の単位数を定めている。   | 3-1               |
| 第 22 条    | ○ | 桐生大学学則第 35 条で一年間の授業期間を定めている。  | 3-2               |
| 第 23 条    | ○ | 桐生大学学則第 13 条で学期を定めている。前期は 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期は 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、また、学長が必要と認めたときは、変更することがあるとしている。        | 3-2               |
| 第 24 条    | ○ | 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件や法令等を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。本学では特に語学、情報処理関係、実習、演習等で配慮している。 | 2-5               |
| 第 25 条    | ○ | 桐生大学学則第 32 条の 2 で定めている。   | 2-2<br>3-2        |
| 第 25 条の 2 | ○ | 授業科目毎にシラバスで明記している。  | 3-1               |
| 第 25 条の 3 | ○ | 桐生大学学則第 11 条で定め、FD 委員会を設置し、授業内容・方法の改善を図るための組織的な研修・研究を実施している。  | 3-2<br>3-3<br>4-2 |
| 第 26 条    | — | 該当しない。  | 3-2               |
| 第 27 条    | ○ | シラバスにおいて適切に明記している。  | 3-1               |
| 第 27 条の 2 | ○ | 履修規程第 4 条で履修科目の登録の上限を定めている。   | 3-2               |
| 第 27 条の 3 | — | 該当しない。  | 3-1               |
| 第 28 条    | — | 該当しない。  | 3-1               |
| 第 29 条    | — | 該当しない。  | 3-1               |
| 第 30 条    | ○ | 桐生大学学則第 33 条で入学前の既修得単位等の認定を定めている。   | 3-1               |
| 第 30 条の 2 | — | 該当しない。  | 3-2               |
| 第 31 条    | ○ | 桐生大学学則第 52 条で科目等履修生等を定めている。   | 3-1<br>3-2        |



桐生大学

|                  |   |  |            |
|------------------|---|--|------------|
| 第 32 条           | ○ | 桐生大学学則第 38 条で卒業の要件を定めている。  | 3-1        |
| 第 33 条           | — | 該当しない。   | 3-1        |
| 第 34 条           | ○ | 教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。  | 2-5        |
| 第 35 条           | ○ | 運動場は、教育に支障のないよう、校舎と同一の敷地内に設けている。   | 2-5        |
| 第 36 条           | ○ | 校舎等施設は、本条基準を満たしている。  | 2-5        |
| 第 37 条           | ○ | 校地の面積は、25,629.8 m <sup>2</sup> であり、本条基準を満たしている。  | 2-5        |
| 第 37 条の 2        | ○ | 校舎の面積は、14,942.4 m <sup>2</sup> であり、本条基準を満たしている。  | 2-5        |
| 第 38 条           | ○ | 図書等の資料及び図書館は、本条基準を満たしている。  | 2-5        |
| 第 39 条           | — | 該当しない。   | 2-5        |
| 第 39 条の 2        | — | 該当しない。   | 2-5        |
| 第 40 条           | ○ | 必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。  | 2-5        |
| 第 40 条の 2        | — | 該当しない。   | 2-5        |
| 第 40 条の 3        | ○ | 必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境を整備している。  | 2-5<br>4-4 |
| 第 40 条の 4        | ○ | 大学、学部及び学科の名称を、適当かつ教育研究上の目的にふさわしいものとしている。   | 1-1        |
| 第 41 条           | ○ | 桐生大学学則第 8 条、学校法人桐丘学園組織機能規程第 2 節で事務組織を定め、専任の職員を置く適当な事務組織を設けている。                                     | 4-1<br>4-3 |
| 第 42 条           | ○ | 桐生大学学則第 8 条、学校法人桐丘学園組織機能規程第 2 節で、専任の職員を置く適当な事務組織を設けている。  | 2-4<br>4-1 |
| 第 42 条の 2        | ○ | 大学内の組織間の有機的な連携を図り、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、適切な体制を整えている。 | 2-3        |
| 第 42 条の 3        | ○ | 職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行っている。                                   | 4-3        |
| 第 42 条の 3<br>の 2 | — | 該当しない。   | 3-2        |
| 第 43 条           | — | 該当しない。   | 3-2        |
| 第 44 条           | — | 該当しない。   | 3-1        |
| 第 45 条           | — | 該当しない。   | 3-1        |
| 第 46 条           | — | 該当しない。   | 3-2<br>4-2 |
| 第 47 条           | — | 該当しない。   | 2-5        |
| 第 48 条           | — | 該当しない。   | 2-5        |
| 第 49 条           | — | 該当しない。   | 2-5        |

桐生大学

|           |   |        |     |
|-----------|---|--------|-----|
| 第 49 条の 2 | — | 該当しない。 | 3-2 |
| 第 49 条の 3 | — | 該当しない。 | 4-2 |
| 第 49 条の 4 | — | 該当しない。 | 4-2 |
| 第 57 条    | — | 該当しない。 | 1-2 |
| 第 58 条    | — | 該当しない。 | 2-5 |
| 第 60 条    | — | 該当しない。 | 2-5 |
|           |   |        | 3-2 |
|           |   |        | 4-2 |

学位規則

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明                          | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|----------------------------------|------------|
| 第 2 条     | ○        | 桐生大学学則第 39 条第 1 項に学位の授与を定めている。   | 3-1        |
| 第 10 条    | ○        | 桐生大学学則第 39 条第 2 項に専攻分野の名称を定めている。 | 3-1        |
| 第 10 条の 2 | —        | 該当しない。                           | 3-1        |
| 第 13 条    | ○        | 学位規程に学位の授与について定めている。             | 3-1        |

私立学校法

|           | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明  | 該当<br>基準項目 |
|-----------|----------|--|------------|
| 第 24 条    | ○        | 自己点検評価委員会規程に基づき、学校法人の運営及び、大学の教育研究に関する諸活動について、自己点検評価を行い改善に努めている。<br>また、各種情報を大学ホームページにおいて公開し、透明性の確保を図るよう努めている。 | 5-1        |
| 第 26 条の 2 | ○        | 寄附行為第 7 条において規定し、利益相反について適切に防止できる監事を選任している。  | 5-1        |
| 第 33 条の 2 | ○        | 寄附行為第 37 条第 2 項に定めている。   | 5-1        |
| 第 35 条    | ○        | 寄附行為第 5 条に定めている。   | 5-2<br>5-3 |
| 第 35 条の 2 | ○        | 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従い運営している。寄附行為第 49 条において責任限定契約を規定している。  | 5-2<br>5-3 |
| 第 36 条    | ○        | 寄附行為第 16 条に定めている。  | 5-2        |
| 第 37 条    | ○        | 寄附行為第 11 条、第 12 条、第 15 条に定めている。  | 5-2<br>5-3 |
| 第 38 条    | ○        | 寄附行為第 6 条、第 7 条に定めている。   | 5-2        |
| 第 39 条    | ○        | 寄附行為第 7 条に定めている。   | 5-2        |
| 第 40 条    | ○        | 寄附行為第 9 条に定めている。   | 5-2        |
| 第 41 条    | ○        | 寄附行為第 20 条、第 21 条に定めている。   | 5-3        |

桐生大学

|           |   |   |                   |
|-----------|---|---|-------------------|
| 第 42 条    | ○ | 寄附行為第 23 条に定めている。   | 5-3               |
| 第 43 条    | ○ | 寄附行為第 24 条に定めている。   | 5-3               |
| 第 44 条    | ○ | 寄附行為第 25 条に定めている。   | 5-3               |
| 第 44 条の 2 | ○ | 私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。寄附行為第 48 条、第 49 条において責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。 | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 3 | ○ | 私立学校法第 44 条の 3 を遵守している。寄附行為第 48 条、第 49 条において責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。 | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 4 | ○ | 私立学校法第 44 条の 4 を遵守している。寄附行為第 48 条、第 49 条において責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。 | 5-2<br>5-3        |
| 第 44 条の 5 | ○ | 私立学校法第 44 条の 5 を遵守している。寄附行為第 48 条、第 49 条において責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。 | 5-2<br>5-3        |
| 第 45 条    | ○ | 寄附行為第 45 条に定めている。   | 5-1               |
| 第 45 条の 2 | ○ | 寄附行為第 34 条に定めている。   | 1-2<br>5-4<br>6-3 |
| 第 46 条    | ○ | 寄附行為第 36 条に定めている。   | 5-3               |
| 第 47 条    | ○ | 寄附行為第 37 条に定めている。   | 5-1               |
| 第 48 条    | ○ | 寄附行為第 39 条に定めている。   | 5-2<br>5-3        |
| 第 49 条    | ○ | 寄附行為第 41 条に定めている。   | 5-1               |
| 第 63 条の 2 | ○ | 寄附行為第 38 条に定めている。   | 5-1               |

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 99 条  |          |         | 1-1        |
| 第 100 条 |          |         | 1-2        |
| 第 102 条 |          |         | 2-1        |

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

|         | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|---------|----------|---------|------------|
| 第 155 条 |          |         | 2-1        |
| 第 156 条 |          |         | 2-1        |
| 第 157 条 |          |         | 2-1        |
| 第 158 条 |          |         | 2-1        |
| 第 159 条 |          |         | 2-1        |
| 第 160 条 |          |         | 2-1        |

大学院設置基準「該当なし」

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目        |
|--------|----------|---------|-------------------|
| 第1条    |          |         | 6-2<br>6-3        |
| 第1条の2  |          |         | 1-1<br>1-2        |
| 第1条の3  |          |         | 2-1               |
| 第1条の4  |          |         | 2-2               |
| 第2条    |          |         | 1-2               |
| 第2条の2  |          |         | 1-2               |
| 第3条    |          |         | 1-2               |
| 第4条    |          |         | 1-2               |
| 第5条    |          |         | 1-2               |
| 第6条    |          |         | 1-2               |
| 第7条    |          |         | 1-2               |
| 第7条の2  |          |         | 1-2<br>3-2<br>4-2 |
| 第7条の3  |          |         | 1-2<br>3-2<br>4-2 |
| 第8条    |          |         | 3-2<br>4-2        |
| 第9条    |          |         | 3-2<br>4-2        |
| 第10条   |          |         | 2-1               |
| 第11条   |          |         | 3-2               |
| 第12条   |          |         | 2-2<br>3-2        |
| 第13条   |          |         | 2-2<br>3-2        |
| 第14条   |          |         | 3-2               |
| 第14条の2 |          |         | 3-1               |
| 第14条の3 |          |         | 3-3<br>4-2        |
| 第15条   |          |         | 2-2<br>2-5<br>3-1 |

桐生大学

|           |  |  |                   |
|-----------|--|--|-------------------|
|           |  |  | 3-2               |
| 第 16 条    |  |  | 3-1               |
| 第 17 条    |  |  | 3-1               |
| 第 19 条    |  |  | 2-5               |
| 第 20 条    |  |  | 2-5               |
| 第 21 条    |  |  | 2-5               |
| 第 22 条    |  |  | 2-5               |
| 第 22 条の 2 |  |  | 2-5               |
| 第 22 条の 3 |  |  | 2-5<br>4-4        |
| 第 22 条の 4 |  |  | 1-1               |
| 第 23 条    |  |  | 1-1<br>1-2        |
| 第 24 条    |  |  | 2-5               |
| 第 25 条    |  |  | 3-2               |
| 第 26 条    |  |  | 3-2               |
| 第 27 条    |  |  | 3-2<br>4-2        |
| 第 28 条    |  |  | 2-2<br>3-1<br>3-2 |
| 第 29 条    |  |  | 2-5               |
| 第 30 条    |  |  | 2-2<br>3-2        |
| 第 30 条の 2 |  |  | 3-2               |
| 第 31 条    |  |  | 3-2               |
| 第 32 条    |  |  | 3-1               |
| 第 33 条    |  |  | 3-1               |
| 第 34 条    |  |  | 2-5               |
| 第 34 条の 2 |  |  | 3-2               |
| 第 34 条の 3 |  |  | 4-2               |
| 第 42 条    |  |  | 4-1<br>4-3        |
| 第 42 条の 2 |  |  | 2-3               |
| 第 42 条の 3 |  |  | 2-4               |
| 第 43 条    |  |  | 4-3               |
| 第 45 条    |  |  | 1-2               |
| 第 46 条    |  |  | 2-5<br>4-2        |

専門職大学院設置基準「該当なし」

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目                             |
|--------|----------|---------|--|
| 第1条    |          |         | 6-2<br>6-3                             |
| 第2条    |          |         | 1-2                                    |
| 第3条    |          |         | 3-1                                    |
| 第4条    |          |         | 3-2<br>4-2                             |
| 第5条    |          |         | 3-2<br>4-2                             |
| 第6条    |          |         | 3-2                                    |
| 第6条の2  |          |         | 3-2                                    |
| 第6条の3  |          |         |  |
| 第7条    |          |         | 2-5                                    |
| 第8条    |          |         | 2-2<br>3-2                             |
| 第9条    |          |         | 2-2<br>3-2                             |
| 第10条   |          |         | 3-1                                    |
| 第11条   |          |         | 3-2<br>3-3<br>4-2                      |
| 第12条   |          |         | 3-2                                    |
| 第12条の2 |          |         | 3-1                                    |
| 第13条   |          |         | 3-1                                    |
| 第14条   |          |         | 3-1                                    |
| 第15条   |          |         | 3-1                                    |
| 第16条   |          |         | 3-1                                    |
| 第17条   |          |         | 1-2<br>2-2<br>2-5<br>3-2<br>4-2<br>4-3 |
| 第18条   |          |         | 1-2<br>3-1<br>3-2                      |

桐生大学

|        |  |  |                   |
|--------|--|--|-------------------|
| 第 19 条 |  |  | 2-1               |
| 第 20 条 |  |  | 2-1               |
| 第 21 条 |  |  | 3-1               |
| 第 22 条 |  |  | 3-1               |
| 第 23 条 |  |  | 3-1               |
| 第 24 条 |  |  | 3-1               |
| 第 25 条 |  |  | 3-1               |
| 第 26 条 |  |  | 1-2<br>3-1<br>3-2 |
| 第 27 条 |  |  | 3-1               |
| 第 28 条 |  |  | 3-1               |
| 第 29 条 |  |  | 3-1               |
| 第 30 条 |  |  | 3-1               |
| 第 31 条 |  |  | 3-2               |
| 第 32 条 |  |  | 3-2               |
| 第 33 条 |  |  | 3-1               |
| 第 34 条 |  |  | 3-1               |
| 第 42 条 |  |  | 6-2<br>6-3        |

学位規則（大学院関係）「該当なし」

|        | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|--------|----------|---------|------------|
| 第 3 条  |          |         | 3-1        |
| 第 4 条  |          |         | 3-1        |
| 第 5 条  |          |         | 3-1        |
| 第 12 条 |          |         | 3-1        |

大学通信教育設置基準「該当なし」

|       | 遵守<br>状況 | 遵守状況の説明 | 該当<br>基準項目 |
|-------|----------|---------|------------|
| 第 1 条 |          |         | 6-2<br>6-3 |
| 第 2 条 |          |         | 3-2        |
| 第 3 条 |          |         | 2-2<br>3-2 |
| 第 4 条 |          |         | 3-2        |
| 第 5 条 |          |         | 3-1        |

桐生大学

|      |  |  |            |
|------|--|--|------------|
| 第6条  |  |  | 3-1        |
| 第7条  |  |  | 3-1        |
| 第9条  |  |  | 3-2<br>4-2 |
| 第10条 |  |  | 2-5        |
| 第11条 |  |  | 2-5        |
| 第12条 |  |  | 2-2<br>3-2 |
| 第13条 |  |  | 6-2<br>6-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。